

令和 7 年 3 月 26 日

## デジタル教科書推進 WG 中間まとめに関する意見

全国連合小学校長会

### 1 基本的な考え方、制度的位置づけなどに対する意見

#### <基本的方向性について>

これからの教科書の基本的な考え方として「子供の資質・能力の向上」「デジタル学習基盤の活用・推進」が根本的なものであると捉えており、この考え方にそった教科書が示されると考えている。

実際の教科書の活用を見てみると、学習指導の指針ともなっており、デジタル教科書導入の議論の中で、デジタル教科書と紙の教科書の学習指導におけるすみわけの基準や観点を示す場になってほしいと考える。

例えば、子どもたちの学習の場面では、①デジタルが効果的な場面、②紙で学ぶべき場面、③デジタルでも紙でもよい場面（子供が選択）の三つの場面があると考えられる。しかし、実際の学習場面において①、②、③のどれを選択すればよいのか分からず、教師に任されている状況が見られる。そのため、デジタルを推進している学校や地域では、①が多くなり、デジタルの対応が遅れている学校や地域では②が選択されることが多いのではないかと懸念される。エビデンスに基づいて、各学習場面で、①、②、③のどれが選択されるべきか、事例として示されるとよいと考える。

一方、現在のデジタル教科書は、紙の教科書の代替にとどまり、デジタルならではの長を十分に活かした、新しい時代にふさわしい教科書と呼べるものにはまだなっていないと捉える。教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認められることを制度上明確化することは、単なる紙の代替としてのデジタル教科書にとどまらず、紙とデジタル双方の特性を活かした、より質の高い教科書の開発につながることを期待される。

また、「デジタルかリアルか」、「デジタルか紙か」といった二項対立に陥らず、「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、どちらのよさも考慮し、学校や児童生徒の学習活動に適切に取り入れ、生かしていくという基本的方向性を考えていきたい。

#### <制度的位置づけ等について>

協議の中で、「教材」ではなく無償給与の対象となる「教科書」として位置付けるべきとの意見や、紙の教科書と同一内容という要件がデジタルならではの可能性を狭めているとの意見がある。ともに納得する面がある。しかし、後者の意見は前者よりも成熟した指導者を想定していると考えられる。教員がデジタル教科書を活用した学習指導を充実したものにするためには時間がかかることが危惧される。また、「様々な選択肢を用意する」といった場合、教科書会社が対応できるのか、対応できる教科書会社はそう多くはないのではないかと考えられ、十分な議論がなされないまま、発展途上のデジタル教科書になった場合、次期学習指導要領の趣旨を達成できるものになるのか、という課題が生じてくると考えられる。

報道等によるとデジタル教科書の使用を先行するスウェーデンでは、「デジタルから紙の教科書への回帰」の動きが注目されていると聞く、今後の日本の在り方としては、デジタルの強み（情報収集・編集・共有等）を生かす教科書活用及び学習方法の実践研究をさらに進めていくべきだと考える。また、フィンランド、シンガポール等先行国において、低学年や基礎的な学力を身に付ける学習指導に

においては紙の教科書の方が学習効果が高い可能性があるという点で示されていると聞く。これまで明らかになっている知見についても、十分に参考にしていく必要があると考える。

また、中学校の学習指導では高校入試を想定せざるを得ず、入試まであるいは卒業までに教科書の内容を漏れなく教えることが求められている。今の学びの形においては、教科書のハイブリッドな形態は好ましいと考えるが、デジタルの場合、教科書の記載内容が一目でわからないという点で不安が残る。

さらに、通信環境の整備がまだ不十分な地域がありその解消が急務である。また、家庭環境による格差も可能な限り少なくしていきたい。デジタル教科書を家でも活用でき、AIドリル等で学習を進められる環境にすることで、塾に行けなかったり、問題集を買うことができなかったりする子どもたちにも、学校外での学習機会が与えられることが望ましいと考える。議論の中で出されている、デジタル教科書を紙の教科書と並行して利用するハイブリッドな学習環境を推進することも望ましい。また、今後のデジタル教科書の普及に伴い、著作権、個人情報保護、情報セキュリティなど、新たな課題が生じることとなる。これらの課題に対応するため、教育委員会や学校だけでなく、関係省庁や民間企業とも連携し、制度設計を進めるとともに教員のICT活用指導力を向上させる研修の充実も不可欠である。

## デジタル教科書推進WG中間まとめに関する意見

全国連合小学校長会

### II. 更に検討を進める事項に関する意見

#### 1 教員の指導力向上について

教員の指導力向上については、教員のデジタルリテラシーを向上させるための継続的な研修が必要である。単なるICTの使い方だけでなく、学習指導において適切な場面で効果的にデジタル教科書を活用するための指導力向上の研修も重要である。例えば、デジタル教材を効果的に取り入れた授業のデザイン（紙とデジタルの適切な使い分け）など教師の指導の柔軟性も求められる。

研修を通して、現場の教員が納得して「使いたい」と思えるような風土を醸成するため、デジタル教科書もしくはハイブリッド型教科書を効果的に活用した事例をより一層周知することに努めていきたい。デジタル教科書の活用において、教員の指導力が非常に重要であると強調されていることを再認識し、児童・生徒の発達段階に応じた教材の検討も含め、現場がシンプルに納得感を高めるものになることを期待する。

また、研修形態においても、行政や教育研究所が行う集合研修、オンライン研修や個別研修など、多様なニーズに対応できるものや校内研修・OJTによるICT研修など、ICTを活用した授業づくりに取り組む体制を構築することが重要である。

#### 2 採択について

デジタルコンテンツの充実に伴い、教科書採択に関する調査・検討には、これまで以上に時間と労力を要することが予想される。例えば、紙媒体の教科書とは異なる評価基準（操作性、コンテンツの質、セキュリティ対策など）を設け、客観的かつ公平な採択を行う必要があると考えられる。したがって、デジタル教科書の特性に即した採択方法を確立することが喫緊の課題となる。今後、より精緻で合理的な選定手法について、関係者間で慎重に議論を重ねる必要がある。その際、教員サイドの意見を反映した採択のシステムづくりを検討していただきたい。最終的な採択権者は地区の教育委員会であるが、現状においても、学校現場の意見がなかなか反映されにくいという場合がある。今後は、学校現場で新しいデジタル教科書が一体どういうものなのか、各学校で実際に使用できる期間を設けたうえで各地区での採択を考えられるようにしていただきたい。

また、デジタル教科書では多くのQRコードが追加編集されることが考えられるが、そのコンテンツが教科書の一部として認められるかどうかについて、検定の際、十分に検討していただき学習に有効か適切に判断していただきたい。

#### 3 発行・供給について

デジタル教科書が正式に教科書としての位置付けを得るのであれば、紙の教科書と同様に、民間発行者の創意工夫が活かされ、多様な教科書が発行されることが期待される。また、義務教育段階においては、従来の紙の教科書と同様に、無償給与の対象とすることが適当である。制度改正後は、採択されたデジタル教科書が遺漏なく学校現場に供給されるよう、システムが整備される必要がある。その際、学校での事務手続き等が膨大にならないように配慮していただきたい。

また、次期学習指導要領の検討を踏まえつつ、教科書の内容や分量を精選することにも、ぜひ着手していただきたい。そのほか、2点ほど気づいたことをあげる。

##### ○ アップデートの対応

デジタル教科書の発行・供給においては、迅速な更新やアップデートが可能であることが求めら

れ、インターネット環境の整備やデバイスの提供も併せて考慮する必要がある。

#### ○ デジタル教科書のアクセシビリティ向上

特別支援学級の児童も含め、全ての児童が利用しやすいよう、音声読み上げ機能、文字サイズ変更機能、色合い変更機能など、アクセシビリティ機能を充実させる必要がある。

### 4 通信環境について

デジタル教科書をより効果的に活用するためには、端末のスペックが十分であることと通信環境が整っていることが重要である。しかし現状では、環境面では十分とは言えないいいがたい状況が見られる。例えば、端末の予備機が教室におかれていない学校も多い。端末の予備機が整備対象とはなっているものの、各地域差が大きく十分満たされていないのが現状である。このことは、設置者に依拠するものではあるが、「更に検討を進める事項」として挙げられている「通信環境の改善」とともに、「デジタル教科書のメリットを十分に活用できる動作環境の整備」も加えていただきたい。

また、災害時や通信環境が不安定な状況でも利用できるオフライン機能なども使える環境設定を考えたい。

### 5 デジタル教科書と教科用特定図書との関係について

デジタル教科書と教科用特定図書は、互いに補完し合う形で利用することが理想である。デジタル教科書は、教科書の内容を補完し、より深い学びを支援する教材として活用でき、教科用特定図書は、特定の教科や領域に特化した教材として、デジタル教科書と連携させることで、児童の学びが深まりより効果的な学習を実現できると考える。

また、デジタル教科書と教科用特定図書をシームレスに連携させ、児童がスムーズに学習できる環境を構築する必要がある。将来的には、両者を統合したプラットフォームの開発も視野に入れる

### 6 その他

多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方を追究する上で、デジタル学習基盤の活用を前提とした資質・能力向上に関する議論はとても重要である。デジタル教科書に関する議論はその一環として提案性の高いものであると考える。興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方は、次期学習指導要領改訂に向けた議論の核となる部分であると認識している。また、デジタル教科書を活用することについて、いくつかの意見がみられる。

- ・「デジタル化アプローチが基礎的な学力の低下につながっているのではないか」
- ・「デジタル教科書を使用することによる、子供たちの特性に応じた光と影について」
- ・「脳科学に基づいた認知特性や発達の段階におけるデジタル端末の効果について」

このような意見等について、答える得るだけのエビデンスが必要であると考えます。

また、デジタル教科書について児童への健康面の心配等から否定的な保護者も少なくはない。デジタル教科書の導入に際して、保護者の心配を軽減できる啓発資料、効果的な活用場面・事例を紹介する動画配信、教員が授業に専念できるよう、教師の構想に基づき教材・教具の作成を請け負う ICT 支援員の配置等、学校が円滑にデジタル教科書を活用できるような支援システムを構築していくことも必要と考える。

**I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見****【総論】**

- 基本的な方向性は「中間まとめ」に賛同である。「『紙だけでなく、デジタルによるものも認められる』ことを制度上明確にし、紙の教科書と同様、デジタルによる教科書であっても検定による質の担保を図り無償給与とすること。
- 公教育の原則として、教育環境の不平等はあってはならない。しかし、通信環境については、地域によって差があるのが現状である。デジタル教科書の普及と通信環境の整備は、車輪の両輪の関係にある。通信環境の整備について、関係機関と連携してしっかりと対応していただきたい。
- 紙かデジタルかといった「二項対立」ではなく、互いに補完しあうものとして紙、デジタル、リアルを組み合わせることが現実的である。当面の間、現行の紙とデジタルの併用を継続することに賛成である。スウェーデンのデジタル化の見直しについては、更なる状況調査による検証・分析が必要であり、国としてのその見解を述べる必要がある。

**【各論】****\* 学校種や発達段階について**

- 学校種、発達段階ごとの対応については、発達段階における対応が必要である。小学校低学年は、「デジタル教科書に慣れ親しむ」授業を展開する。小学校中学年は、「デジタル教科書の機能を活用した学習」を展開する。小学校高学年は、「デジタル教科書を活用した主体的な学習」を展開する。中学校では、「デジタル教科書を基盤とした個別最適な学び」の学習を展開するなどの系統性をもったデジタル教科書使用のガイドラインが不可欠である。
- デジタル教科書導入にあたっては、生徒の視力低下などの健康被害が不安視されている。国は、健康面で安全であることの科学的根拠を明確に示し、デジタル教科書導入の安全性を検証する必要がある。
- 空間認識の面では、紙の教科書のページめくりが優れている。物理的な厚みにより、教科書の中での位置を直感的に把握でき、ページをめくる感触や紙の香りを楽しむなど触覚や嗅覚など複数の感覚を刺激するため、記憶の定着に効果的である。デジタル教科書では進捗バーで位置を示すが、紙の教科書ほど空間的な手ごかりは得にくい。特に小学校段階では、紙の良さを重視したい。

**\* 教科書として紙/デジタルが向く教科・内容について**

- 英語の音声読み上げ機能や、算数・数学のシミュレーション機能、国語の書き込み機能など、デジタルの強みは確実に学びの質を向上させると考える。しかし、深い学びを実現するための手法として、教科書、地図帳、資料集、ノート等を相互参照しながら、思考を深めていく取り組みが行われている現状もある。
- 小・中学校では基礎的な学力定着が重要なため、デジタルに偏ることなく、紙とのバランスを取る必要がある。数学・理科など視覚的な理解が求められる教科では、デジタルの動的な特性が有効である。理科では、事前に生徒が実験結果を動画等で見てしまうことで、実際の実験での感動や驚きが得られなくなってしまうという声もある。国語や社会では、読解力や思考力を養うために、紙の教科書の活用も依然として重要である。実技教科においては、実践的な活動とデジ

タル教材の補助的な役割を両立させるべきである。英語では、デジタルの有効性が高い。英語では、人と人の対話が大切。相手意識をもたせる為にも対話の場面を大切にしたいという意見もある。

## Ⅱ. 更に検討を進める事項に関する意見

### \* 教員の指導力の向上について

○ 制度変更に伴い、全教科においてデジタル教科書の導入するためには、教員の指導力向上の仕組みが必要であり、デジタル教科書を活用した実証事業の大幅な拡充を通して、教員を指導できる教師、あるいは大学等の機関の職員の養成が必須である。また、教員の指導力向上に関して、教員一人で35人学級を指導するには今まで以上に厳しい環境と言える。そこで、高等学校の実習教諭的な人材配置が望まれる。

○ 「デジタル教科書を使う」と「デジタル教科書を使って教える（授業をする）」ことは同様ではない。活用することを目的とするのではなく、有効な活用による、生徒の資質・能力の向上を目指した取組を進めるために、十分な研修等、操作の習熟や、具体的な活用方法を教員が身に付られるようにするための時間的、人的な支援が不可欠である。

○ 学校現場においては、学習アプリ等が数多く導入されており、児童生徒や教員の負担軽減や学習ログの蓄積を考えた場合、文部科学省DX推進室が提唱する「学習eポータル構想」の更なる進展が望まれる。

### \* 採択の在り方について

○ デジタル教科書の検定にあたっては、教科書としての範囲が明確でないと難しい。また、採択にあたっては、教材（資料）とリンクさせて評価するのかなど、公平公正な評価基準を定める必要があると考える。

○ 採択委員は、新規に導入されるデジタル教科書について、実際に使用していないため、その利点や操作方法等も認識できないことが予想される。教科書採択の際には、新たな採択作業の方法を検討する必要がある。

○ 現在は、「中間まとめ」に記述されているように、いわゆる二次元コードの数が教科書調査時の項目の一つとなっている部分があると考えられる。二次元コードが充実していることが採択のカギとなっている感は否定できない。

### \* 発行・供給の在り方について

○ 紙の教科書は学年・校種を超えた学びのみならず、生涯学習に繋がる教材として活用されてきた。現在のデジタル教科書のような1年間のライセンスではこのような利用ができない。また、家庭のネット環境の有無や通信料の負担の問題、セキュリティの高いアカウント設定等についても解決する必要がある。

○ 「関係者の納得と共感を得ながら適時・適切に対応」という基本方針は柔軟性があり、今後の新たな課題の表出や技術の発展による変化にも対応可能な発想であると考えられる。一方で、紙の教科書をベースにデジタル化した設計はデジタルの可能性に制限がかかっていると思われる。例えば、学習内容全体を概観したり、すばやくページめくりをしたりすることがデジタルにおいては不得手であると思われるが、これらの現象は「紙の教科書をデジタル化」したが故のものと考えられる。今後、デジタルネイティブ世代の認知特性が紙ベース世代とどのような違いがあるのかといった研究、または紙の教科書とデジタル教科書の違いが子どもたちの学習にどのような影響を与えるのかといった研究が進むことで「デジタルを前提とした専用設計」の教科書が生まれる可能性が検討されるものと予想される。そのためデジタルの利点を生かした教科書がよ

り少ない制限下において開発できるようにするために、各種法令の改正の検討が必要と考える。

- 生徒がデジタル教科書を自宅等で使用する場合は、インターネットに接続できないと使用できない。自宅でのネット環境についての検討が必要である。

#### **\* デジタル教科書と教科用特定図書との関係について**

- 教科用特定図書とデジタル教科書の区別が曖昧になると、両者の役割や目的が混乱し、教師や児童生徒が適切に使い分けられなくなる懸念がある。併用はよいと思うが、両者の使用については、学習場面に応じて使い分けができるような工夫が必要である。

- アクセシビリティ機能は、理解の促進に加え、特別な支援や日本語指導が必要な児童生徒に非常に役立つ。

- 紙の教科書は電源が不要なので、停電時や災害時、端末の充電が切れた場合でも使うことができる。一方、デジタル教科書は主に視覚情報に依存するが、ハイパーリンクや二次元コード、辞書機能により関連情報へのアクセスが容易である。学習の目的や状況に応じて、両者を上手に使い分けることが大切である。

#### **\* 学習環境の整備等**

- 普通教室での無線LAN整備率は高まっているものの、複数学級が同時に使用するとフリーズしてしまう現状や特別教室や体育館等における環境は未だ整っていない学校、自治体が多いと捉えている。また、タブレットの配備についても自治体の財政的状况により教職員全員にまでいきわたっていない学校等がある。(管理職や非常勤教員には支給されていない等) 通信環境が自治体や学校によって差が生じており、国の補助制度をさらに充実するなど、学習環境の整備が求められる。

(参考) 意見提出様式  
(必要に応じて御活用ください)

(団体名) 全国高等学校長協会

(御意見)

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

- 基本的な方向性についてこの方向性で良いと考える。
- 高等学校は、課程や学科の違いをはじめ様々な点で一校一校が異なる状況にあり、指導方法・内容も異なっている。従って教科書についても学校の実態に応じた柔軟な使い方が出来るようにしてほしい。
- 中間まとめにあるように、紙とデジタルの良さを取り入れた学習環境を作るという観点で一部が紙、一部がデジタルといったハイブリッドな形態の教科書も認める方向性は賛成である。
- 多くの高校では教科書の他に資料集、問題集等の副教材を使用して学習指導に当たっている。それらも今後デジタル化が進んでいくことが予想されるので、それらとの連携がスムーズに行えるようにしてほしい。

II. 更に検討を進める事項に関する御意見

- デジタル教科書をはじめとする新しい指導方法を効果的に進めるためには教員の指導力向上が不可欠である。教員研修のための時間の確保やコンテンツの開発等を行ってほしい。
- 高等学校は教科書採択を学校ごとに行っており、採択業務は大変神経と労力を使う業務である。採択の在り方についても検討してほしい。
- 校内の ICT 環境が整備されたとはいえ、生徒全員が一斉にタブレット等を使用出来るほどの通信環境にない学校が多数存在する。更なる環境整備を進めてほしい。

(参考) 意見提出様式  
(必要に応じて御活用ください)

(団体名) 全国特別支援学校長会

(御意見)

#### I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

○基本的な考え方に示されている「紙かデジタルかの「二項対立」ではなく、どちらの良さも考慮し、実態に応じて適切に取り入れ生かしていく」について賛同します。特に障害のある児童・生徒の認知、四肢の動き、視力等多様な実態と踏まえると教科書に選択肢があることは重要なことで、教科書の一つの形態として無償化の対象であることが望ましいと考えます。

○デジタル教科書(外国語)について、聴覚障害のある生徒は、音声聞き取れないことが多いため、単語、英文及びリスニングにおいて、発音やイントネーションが聞き取れません。国語では漢字はルビ変換があるとの説明がありましたが、英語にもルビ表示等支援があると、より生徒の理解が進みます。

#### II. 更に検討を進める事項に関する御意見

○盲学校(視覚障害特別支援学校)、弱視学級、通常の学級に在籍する視覚障害児は、GIGA 端末等を活用して、障害の状況に合わせてデジタル教科書、教材を活用できる環境整備が進んできました。特にPDF版拡大図書(教科書)は見やすさ(視認性)、使いやすさ(操作性)、セキュリティに配慮され、弱視生を中心になくはならないものになっています。デジタル教科書との併用、使い分けも進んでいるところですが、今後デジタル教科書の活用が進んでいく際には、以下のような課題があります。

- ① 操作方法の統一を図ってほしい。(特に視覚障害の児童生徒は教科書会社ごと違うボタンの位置、意味などで混乱が見られ、時間がかかってしまう)
- ② フォルダ構成やデータ保存など分かりやすく、統一したものにしてほしい。
- ③ アカウント管理や申請を簡便な方法にしてほしい。
- ④ 読み上げ機能の向上を図ってほしい。
- ⑤ QRコードについては便利な反面、点字教科書には反映されにくいなどの課題もあります。

その他として、紙との併用にあたっては、学校格差、教員格差が大きくなりすぎないように、教員研修を行いある程度のベーススキルがもてるようにしてほしい。

○インクルージョン教育の観点から、障害のある児童生徒や日本語指導が必要な児童生徒等に対して、基本的なボタンの配置や操作方法等の仕様を共通にすることや、他言語にも対応しているなど、誰もが操作しやすく分かりやすい操作環境の充実についてご検討いただきたい。

(団体名) 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会

(意見)

## I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見

## ○総論

## 【基本的考え方について】

小中学校の知的障害特別支援学級では、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にして、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標及び内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えたりするなどして、実態に応じた特別の教育課程を編成し指導しています。

現在、義務教育段階の児童・生徒数は減少しているにも関わらず、特別支援学級で指導を受ける児童・生徒は増加しており、知的障害の程度も多様である実態があります。現状、附則9条本の規定による一般図書や、文部科学省著作教科書（知的障害者用）の選択肢があるものの、知的障害の程度が軽度の児童・生徒の増加や、交流及び共同学習の充実の観点から、各自治体で採択された教科書を使用している自治体が多いのではないかと推察されます。

また、デジタル教科書の活用状況についても自治体ごとの差は大きく、普及に時間を要することも推察されます。

以上のような特別支援学級等の教育現場の現状を考慮すると、今回の中間まとめで示された、教育現場の創意工夫が最大限生み出される環境が重要であるとしていること、また、様々な教育ニーズに対して関係者の納得と共感を得ながら適時・適切に対応できる柔軟な制度設計をしていくとしている基本的な考え方については、妥当であると考えます。

## 【制度的位置付けについて】

デジタル教科書を教科書の形態として認めつつ、全国一律の対応ではなく様々な選択肢を用意することについても、特別支援学級の教育現場の現状を考慮すると、妥当であると考えます。

## ○各論

## 【教科書の範囲・内容・構成等】

紙の教科書は、情報量が多く、知的障害のある児童・生徒には活用しにくいこともあることから、デジタルのよさを生かし、例えば、他の学年も含めて内容を精選するなど、実態に応じて改編しやすい工夫があるとよいと思います。

また、現行の教科用図書の内容や分量が多いことから、まずは精選を行っていくことも必要であると考えます。

## II. 更に検討を進める事項に関する意見

## 【通信環境の改善】

デジタル教科書を活用するための環境の整備については、自治体の方針に大きく左右されるものと考えます。現状は、タブレット端末や、Wi-Fi等通信環境等、ハード面の整備が充実しているとは言い難く、まずは、このハード面の整備を十分に整えることが必要不可欠と考えます。

また、これらの環境整備は、普通教室の環境整備が優先され、特別教室の整備が遅れることの懸念があります。特別支援学級の教室が特別教室扱いとなり、通信環境整備が遅れることが無いように、明示していただくことも重要であると考えます。

特別支援教育にかかわる児童・生徒の多くは視覚的情報があると理解しやすく、デジタル教科書を活用することで学習しやすくなる児童・生徒が多くいます。ぜひ、デジタル教科書が活用できる環境整備が遅れることがないように進めていただきますようお願いいたします。

## 【教員の指導力向上について】

一方で、特別支援学級等における、デジタル教科書の利活用については懸念があります。特別支援学級等の教員の指導力については、学校間格差が大きいと報告されることがあります。とり

わけデジタル教科書を活用した指導については、経験年数が多い教員であっても活用スキルが低い場合があることも推察されます。

特別支援教育にかかわる児童・生徒のタブレット活用の実際の場面では、授業中にスムーズに画面を展開できなかつたり、思わぬ画面が開かれてしまつたりして、学習が停滞することがあります。また、場合によっては、情報が多すぎると児童・生徒が取捨選択できずに却って混乱する場合もあります。ですから、きめ細やかな事前の教材研究と指導が求められます。

今後の推進方策を考えていく上で、特別支援学級等におけるデジタル教科書の効果的な活用方法の発信と、デジタル教科書の活用スキルを高める指導力の向上については、特に重要であると考えます。

#### 【検定の在り方について】

総論において上述しましたように、知的障害の程度が軽度の児童・生徒の増加や、交流及び共同学習の充実の観点から、各自治体の学校の実態に応じて採択された教科用図書を使用している自治体が多いのではないかと推察されます。

それぞれの自治体の児童・生徒の学びに応じた教科書選択の余地を残すことが必要ではないかと考えます。

#### 【その他】

○特別支援学級の児童は、交流及び共同学習行うことも多くなってきており、その児童・生徒の検定本の教科書を採択することも多くなってきています。

一方、学級内で学習するときには、下学年の教科書で学習をするため、現在の紙の教科書では、単元によっては下学年時に配布された教科書を使って学習をしたりすることもあります。

そこで、デジタル教科書を選択した場合、特別支援学級等の児童のタブレットには前年度の教科書を残しつつ、次の学年の教科書を入れることができるのかどうかについても検討されることが望まれます。

また、特別支援学級では、同じ学級内に多様な学年、障害の子が在籍しています。障害特性に応じて、同じ学年であってもA君には紙の教科書、B君にはデジタル教科書と選択することが可能なのかについても検討する必要があると考えます。

○指導者用デジタル教科書では、学習指導要領の事項と内容との紐付けが明確になると授業の質も高まると考えます。

○抽象概念理解が困難なため、デジタルを生かしたアプローチを期待します。

(参考) 意見提出様式  
(必要に応じて御活用ください)

(団体名) 全国国立大学附属学校連盟事務局 \_\_\_\_\_

(御意見)

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

・紙媒体の教科書とデジタル教科書を選択できる点は賛成である。しかし、「選択できる」主体は学校や授業を行う教師に委ねられているのかが気になる。例えば、教科書の採択権のある地区長村の教育委員会が地区まるごと「紙媒体かデジタルか」の2択だけで判断するようであればあまり選択するよさを感じない。教科や学年(発達段階)に応じて、教師または少なくとも学校が「選択できる」ようであれば「選択する」よさが生かされないと感じる。

例えば、国語の物語文を読み込む学習では、確かにデジタル教科書も書き込み・削除等がしやすいメリットがあるが指の操作、タッチペンの使った感覚などに一定の手間や難しさがある。長文の物語になると、全体を俯瞰して読みとったり、部分と部分を比較したりする際は紙媒体の方が使いやすいという意見も多い。少しの手間なら慣れればいいと考えがちだが、慣れるまで厄介だと感じれば俯瞰したり部分の比較をしたりすることすらやらず学びが深まらない。発達段階やデジタルの慣れ(子どもも教師も)の実態によっては紙媒体の教科書の方が適しているという意見もある。

一方、算数の図形の学習では、特に中学年以降の図形やグラフを動かして試行錯誤しながら考えることができ、デジタル教科書のメリットを感じる。

教科や学年によってメリットデメリットがあるので、それを生かした選択ができるようになることを期待する。

・紙媒体の教科書をそのままデジタル化しただけのものがデジタル教科書とするならば、デジタル化のよさが生かされず、デジタルの可能性を狭めているのではないか。当面の間は仕方ないかもしれないが、児童生徒の課題によって、学びの道筋を児童生徒自身が選択できるなどの「デジタルならではの」ものを目指していくことを期待したい。(デジタルの教科書を採択する際に難しさはあるかもしれないが)

II. 更に検討を進める事項に関する御意見

・デジタル教科書に、QR コードなどつけるのは一見親切のようだが、何でも簡単にクリックして正解が出てくるようなものは子どもたちの情報活用能力をかえって阻害してしまうのではないか。探究心をくすぐるようなものならばOK だが……。何を QR コードに載せ、何を載せないのか、教科書を検定する時と同じような慎重さが必要だと感じる。むしろ、デジタル教科書は、シンプルに、どんな学習をするのかその内容とそれ学ぶ方法・道筋を教師や児童生徒が選択できる指標のようなものだけにし、他のデジタル教材を充実させ、優れたものをプラットフォーム化する方向もあると思う。例えば、デジタルの図鑑・図書・動画などを発行者に関わらず一体でアーカイブできるもの、さらに将来的には、児童生徒が作成した作品もアーカイブし、検索できるようになると「知の循環」にもつながる。その際、著作権のあり方も柔軟にするなどの法整備も必要かと思われる。このような教科書のデジタル化によって、周辺も大きく変わっていくことを見据えて進めていただけるとありがたい。

令和7年3月22日  
日本私立小学校連合会  
会長 斎藤 滋

## 意見書

(デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめについて)

英語、算数・数学において多くの学校で試験的に活用され始めていることからデジタル教科書の活用についてはその大きな流れについては基本的には受け入れていくべきであろうと考えます。

実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿と言われる、「個別最適な学び」「協働的な学び」の充実と「主体的・対話的で深い学び」の実現のためには、多くの試行錯誤と意見交換が可能な学習環境を作ることが課題となります。そのための一つの方法として学校におけるICT環境を利用した学習は必要不可欠のものと考えますが、その機器の利用についても昨今新たな課題が見えてきている中で、今回のデジタル教科書の使用とその形態についての検討は、多様な考えをお持ちの方々の議論がますます必要となっていると考えます。日本でデジタル教科書の導入の議論がまとまりかけている頃に、海外の国によってはデジタルから紙に戻すという議論が起きていることについては日本においても自分事と捉えて、これまで以上に慎重な議論をお願いしたいです。今回日本私立小学校連合会といたしましては、現場の先生方（管理職・教科担当者等）からご意見をいただき、それをお伝えさせていただくことといたしましたので、ご一読いただけますと幸いです。

なお、はじめに現在行われているICT機器を使用した学習をさらに進める上での要望を記載させていただきます。

### 1 端末の整備と通信環境整備のさらなる充実のための支援

児童が使用する端末につきましては、学校購入と個人購入の2通りありますが、本来学校で購入した機器を児童に貸与する形をとりたいと考えても、私立学校には機器の費用の3分の2の補助となっているため、全児童分3分の1の費用を学校で負担することは難しく、保護者に全額負担をお願いすることになってしまう場合が多いです。それぞれの県からの3分の1の補助が実現できるように制度の見直しを強く求めるものです。

また、これまでコロナ禍を経て各校の通信環境は概ね整ってきていると思われませんが、デジタル教材を全ての学級で同時に使用して学習活動を進めるための環境には程遠い整備状況であることも考えられます。公私全ての学校における通信環境の調査と整備が急務と考えます。

### 2 児童の健康面への影響

児童が使用する機器にもよりますが、身体への負担には十分に配慮しなければなりません。子ども家庭庁の調査によると、小中高生の半数以上が一日のネット接続の時間が5時間を超えているという報告がありましたが、ネット社会であるとはいえ、この数字がこれ以上増えていくことに、子どもたちの心身への影響を心配する声が大きくなっていくと思われれます。このような中で、学校・家庭においてさらなるデジタル機器の使用時間が増えていくことを許容することには大きな不安を覚えます。家庭での機器の使用時間が長くなっていることについては、学校側だけでなく、保護者からも不安の声がしだいに大きくなっています。このような不安を教育現場だけでなく今回検討を進めてくださっているワーキンググループでも受け止めなければならないと考えます。

### 3 制度的位置づけについて

紙の教科書がなくなることは考えづらく、紙とデジタルの併用が望ましいと考えます。ただ、この場合教科書という扱いが可能になるのを今後の制度の見直しの中で検討していく必要があるでしょう。同時に、児童・生徒の発達段階に合わせた制度設計にしなければならぬことは言うまでもありません。

### 4 教員の指導力向上について

教員の指導力の向上はデジタル教科書の取り扱いとは別次元のことであると考えます。大事なことは、教員を志す者が教職課程の中でどのように学んでくるかということであり、長期間に渡って行われる就職活動等によって、本来の学び・研究のための時間が十分に確保できていないのではないかと危惧いたしております。また、デジタル教科書の導入によって、教員の負担が軽減されるとは考えにくく、今回の検討の際には教員の働き方についても十分に考慮する必要があると考えます。

以下に、いただいたご意見をお伝えさせていただきます。内容的に重複するようなこともありますが、ご意見をお届けいただいた先生方の思いをお伝えするために必要以上の整理はいたしておりませんのでお許しください。

#### I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見

紙かデジタル化の二項対立ではなく、ハイブリットの形に賛成である。4種のイメージの中だと、高学年期は児童の持ち物を軽減する観点からも「デジタル媒体中心」、低学年は「紙媒体中心」の考えである。

制度については「QRコード先のコンテンツとして認められるもの」の充実をぜひ図ってほしい。

「9. デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ5」に記載の利点においては賛成する。特に、自分の思考を容易に構造化して可視化すること、色分けの手軽さ・変更のしやすさ、本文の抜き出しやすさによって、話し合いや自身の考えの表出に時間はさけるだろう。しかし、上塗りされてしまった考えや、一步立ち止まったはずの言葉に立ち返ることが、子どもの気持ちとしても難しいように感じる。次、次、と、本当は繋がりをもっているはずの課題であっても、新しいものを考えているような錯覚に陥るのではないかと懸念される。

読み物そのものを愉しんだり味わったりすることは紙媒体を今後も大事にし、「書く」「話す・聞く」分野においてはデジタルを大いに活用したい。但し、「書く」ことはタイピングすることとイコールではないこと、思考の分野でのみデジタル活用、実際に書く作業においては小学生のうちは鉛筆を使用して手を動かすことで鍛えられる分野があり、それを守るのは国語科の使命なのではないかと今でも強く思っている。

紙とデジタルの併用の継続に賛成

・継続にあたって、「財政負担も考慮しながら」という記載がある通り、学習者や教育機関などに負担が増加しないようであってほしい。

指導者のみ5・6年のデジタル教科書（教育出版）を使用している。グラフや図などの資料を大きくしたり、一部を隠したり、動画資料も載っていて、教員の授業研究や、児童に見せる補足資料としては、大変便利に活用できている。紙の教科書でランドセルが重く、児童の健康を考えると、デジタル教科書の導入を望む保護者の声も多いが、学びの質の点からみると、今のままでは導入しにくいと考えている。

## II. 更に検討を進める事項に対する意見

効果的な活用方法の発信はとてありがたく、いろいろな活用方法を発信してほしい。

様々な教科において効果、効率の検証が必要ではないかと考えます。

学校や地域によって差ができる可能性があるため、活用方法に縛りをかけない方がよいと考えます。

児童の健康被害は考えられるかもしれませんが。しかし今の時代様々なデジタル環境があるので別の次元で考えるべきではないかと考えます。

デジタル教科書を導入する場合、通信環境整備の補助を私学にも満額いただきたいです。デジタル環境整備費は財政の圧迫になっています。

価格が高すぎるので低価格にしてほしい。また、本格導入にあたっては無料化を検討してほしい。

教育出版の社会科デジタル教科書はクラウド版の展開しかないが、アプリ版があることが望ましい。以前、試験的に児童が使用した年があったが、クラウド版は授業でクラス全員が一度に使用すると不具合が起こりやすく使用しにくい。結局家庭での復習用としての使用を児童には薦めたが、あまり使用頻度としては少なかった。

実際に授業で教科書を使用する場面で考えると、冊子でまとまっている必要がなく、使用するページは毎時間1～2ページ程度である。したがって、各ページをPDF化したデータを各校に配付していただければ、現時点ではそれが最も使いやすいデジタル教科書の形式だと考えられる。

デジタル教科書における以下のデメリットを改善していただきたい。

- ・出版社ごとにアプリケーションやWebサイト、アカウントが異なり、管理が煩雑になること。
- ・同様に、仕様や機能が異なること。
- ・ブラウザで大勢が閲覧すると通信が混雑し、表示が遅れること。また、オフラインで利用できないこと。

これらの改善のために、全編PDFでの配布を切に希望する。デジタル教科書に特別な機能は求めておらず、むしろ「みたい時にすぐみられる」「他の資料と同様にノートに組み込める」といった扱いやすさを求めている。

出版社によって仕様や機能が異なったり、他のアプリケーションやプラットフォームで扱いにくかったりする現状を、文科省等の主導で解決していただきたい。

QRコードでの教材は見やすいのだが、自分で自由に作業できる幅が少ないように感じる。おそらく、教科書の認定を受けるのに、自由度が高いと認定が下りづらいという事情があるのであろうが、子どもの学びを深めるためにも、ある程度自由度の高いデジタル教材も認定できないか。

QRコードがあるのは知っているが、中身がどのようなものかの確認さえできないことがある。せっかく子どもにとって有意義なコンテンツも見逃されてしまう可能性もあるので、QRコード先の内容がある程度分かるような表示の仕組みを作れないか。

デジタル教科書を使用することで、教員と児童とで題材の目当ての共有をしやすいこと、材料や用具の使い方を何度でも確認できることが利点としてあげられる。

あまり使用しないことを踏まえると、無償でないとなかなか導入しにくい。

失敗しやすい・書き込みしやすいという利点はよくわかるが、その失敗や身に付けた力はその子の中に残るものの、あとから見返して学び直せるものにするのはやや難があると思う。

デジタル教科書の活用にかかり、積極的に活用するために、活用の仕方について具体的な事例をもとにした研修が必要だと考える。

採択に当たって、現場の教師がデジタル教科書まで見たり、使ってみたりする時間はなかなかとれないと予想される。

デジタル教科書、デバイスの身体への影響を示し、適切な使用方法、使用時間や留意点なども具体的に示されたい。

著作権の指摘ある通り、日常的にデジタル教科書を学校で使用する際に、著作権の懸念のない形で内容を整える、または法的な整備をしてもらいたい。

デジタルアプリを使用し、作業をしながら同じ画面上でデジタル教科書を見ようとする、画面を半分に分けるか、画面上でアプリをいちいち切り替えないといけないため、非常に使いにくい。

本格導入にあたっては無料化を検討してほしい。クラウド版は授業でクラス全員が一度に使用すると不具合が起りやすく使用しにくい。結局家庭での復習用としての使用を児童には薦めたが、あまり使用頻度としては少なかった。各ページをPDF化したデータを各校に配付していただければ、現時点ではそれが最も使いやすいデジタル教科書の形式だと考えられる。

令6私中高連第343号  
令和7年3月24日

文 部 科 学 省  
初等中等教育局教科書課 御中

日本私立中学高等学校連合会  
会長 吉 田 晋

「中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめに関する書面での意見提出について（依頼）」への回答

令和7年3月3日付け「中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめに関する書面での意見提出について（依頼）」に対して、本連合会からの意見を別添の通り回答します。

以 上

【本件連絡先】

日本私立中学高等学校連合会  
〒102-0073  
東京都千代田区九段北4-2-25  
私学会館別館5階  
TEL 03-3262-2828

(総論)

- ・私立中高の教科書採択状況については、各学校によって様々であるところ、先般、取りまとめられた「デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ」(以下「中間まとめ」という。)では、教科書制度について、紙からデジタルへの一律の対応とするのではなく、教育の質の向上のために学校や生徒の実態等に応じて適切に取り入れ、また、社会状況の変化に対し適時・適切に対応できる柔軟な制度とする基本的方向性が示されたことは評価できる。一方で、以下のような課題については、引き続き議論が必要だと考えられる。

(予算面での課題)

- ・デジタル教科書を使用する前提となる「1人1台端末」について、公立学校では義務教育段階における整備が令和2年度末でほぼ完了し、高等学校においても令和6年度中に全ての都道府県立高等学校が整備を終える予定であるのに対し、私立学校については令和5年度末までに義務教育段階で77%、高等学校段階では61%と、未だに公立学校における整備状況とは大きくかけ離れた実態がある。私立中高においても、デジタル教科書による学習に不可欠である「1人1台端末」の整備が進められるよう保護者による端末購入を補助事業の対象とすることや、現行の支援額及び補助率の拡充を図るとともに、今後、端末更新に当たって十分な補助をしていただきたい。
- ・また、校内通信ネットワーク環境についての整備は進んでいるものの、多数の端末を同時に使用した場合、通信環境に支障が生じてしまう学校が多く存在していることから、十分な通信環境を早急に整えられるよう環境整備への支援額及び補助率を拡充していただきたい。
- ・なお、デジタル教科書推進WGでお伝えしている通り、現行の教科書制度の下で、デジタル教科書を導入していない最も多い理由としては価格が高いということであり、保護者負担が前提となる高等学校段階においては、こうした点も踏まえて可能な限り低廉な価格としていただきたい。

(技術面での課題)

- ・このほか、すでにデジタル教科書を導入した学校からは、コンテンツのアカウント管理等で教職員の対応が煩雑化していることを課題とする声が多い。アカウント管理にかかる教職員の負担軽減を学校任せにするのではな

く、プラットフォームやアプリケーションの統合等により、負担を最小限に抑えられる仕組みを構築していただきたい。

- ・また、令和3年度の「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議第一次報告」にある通り、過年度や卒業後のデジタル教科書を使用できるようにするための方策を講じていただきたい。
- ・具体的には、紙の教科書は、所有権が生徒に帰属していたため、必要に応じてこれを確認することができたが、これがデジタル教科書でも可能となるような制度設計にしていきたい。加えて、卒業後の浪人生が高等学校在学中に使用していたデジタル教科書を引き続き使用したい場合のアカウント管理や料金の在り方についてもお示しいただきたい。

#### (健康面での課題)

- ・中間まとめでは、デジタル技術の活用による視力低下等の健康面への悪影響について、「教科書や端末だけでなく黒板や大型提示装置、教師、他の生徒など遠くを見ることが多いことが一般に想定される」としているものの、中高生の年代では学校以外でスマートフォンを多用し、タブレットやPC等も利用していることから、こうした実態も踏まえつつ、健康面への影響を定期的にモニタリングしていただき、悪影響が確認された場合には、速やかに何らかの対応策を講じていただきたい。

#### (その他の課題)

- ・中間まとめでは、「紙の良さに加えてデジタルの良さも生かし、リアルの活動も適切に組み合わせるデザインすることが重要」とし、「こうした新たな学びをコーディネートする教師の役割は極めて重要」としていることから、教師には日進月歩で進化するICT機器の使い方等を理解し、これを授業の中で使いこなせるようになることが求められている。そこで、教師がこうした社会的期待に応えられるよう、教師の指導力向上のための研修を様々な形式を用いて実施していただきたい。
- ・なお、昨今の我が国における教師不足の状況を踏まえれば、ICT活用等に係る内容を教職課程に盛り込むことで更なる負担を課すのではなく、各学校が学校現場の実態に応じて必要な研修が実施できることやICT支援員等を活用できることが重要であり、こうした取組に対する支援策を講じていただきたい。

以上

全教委連第223号  
令和7年3月31日

文部科学省初等中等教育局長 殿

全国都道府県教育委員会連合会  
会 長 坂 本 雅 彦

中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会  
「デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ」に関する  
書面での意見提出について

国は、デジタル教科書の更なる普及・活用を進めるため、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会の下に「デジタル教科書推進ワーキンググループ」を設置（令和6年7月）し、次期学習指導要領の検討やGIGAスクール構想第2期を見据えつつ、デジタル教科書の効果・影響を検証し、デジタル教科書の在り方と推進方策について検討している。

こうした中、当該ワーキンググループにおいて中間とりまとめが公表されたことを踏まえ、この度、国から、最終的な報告書のとりまとめに向けて、当該中間とりまとめの内容等に関する意見照会があった。

については、連合会として別紙のとおり意見を提出する。

中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会  
「デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ」に関する意見

(団体名) 全国都道府県教育委員会連合会

(御意見)

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

**【総論】**

**① 「基本的考え方」について**

- 社会のデジタル化が急速に進んでいる一方で、紙・デジタルそれぞれの教科書に利点があり、また様々な教育ニーズもあることから、紙かデジタルかの二項対立ではなく、柔軟な制度設計が求められる。
- その中で、デジタル教科書の導入には慎重な判断が必要であるため、効果的な活用についてさらに検証を続けていただきたい。

**② 「制度的位置付け」の方向性について**

- 「基本的考え方」を踏まえると、中間まとめにあるとおり「教科書」の形態としてデジタルも認められることを制度上明確にし、デジタル教科書も検定を行うとともに、義務教育段階の無償給与の対象とすべきと考える。
- デジタル教科書を活用するためには、現行の「紙の教科書と同一の内容」という要件をなくし、デジタルの利点を積極的に取り入れることができる制度設計が必要である。
- また、デジタル教科書の導入を学校設置者に委ねるのならば、少なくとも「紙と同様でないデジタル教科書」がどのようなものかを明確にした上で調査研究事業を実施し、そのメリットデメリット等を明確に示す必要があると考える。
- 二次元バーコード先のコンテンツは、「教科書の一部として認められるもの」の基準が不明確であるため、当該基準を明確に示すか、又は認められるもののみを掲載可能とするなど、方針を慎重に判断すること。

**【各論】**

**① 学校種、発達段階ごとの対応について**

- 「対象教科や学校種は、学習指導要領の議論を踏まえつつ、教科特性や児童生徒の発達段階、学校の実態に応じた検討が重要」という中間まとめに同意する。
- 特に個人差が大きいと考えられる小学校低学年や特別な配慮が必要な児童生徒への影響を考慮しながら、国において検討を進めていただきたい。
- さらに、紙の教科書であれば、進級した後でも前学年の教科書が手元に残るため、確認することができている。現状では、デジタル教科書は該当学年のみの提供であるため、前学年の内容を確認することができない。今後、デジタル教科書だけを提供された際に、前学年の内容を確認することができるような方法を検討していただきたい。
- また、最終まとめに当たっては、客観的なデータで紙・デジタルの利点を公平に判断することとし、検討に使用した当該データを併せて示すこと。

**② 教科書として紙/デジタルが向く教科や内容などについて**

- 教科によって向き不向きがあるのではなく、各教科の学習内容により、紙・デジタルそれぞれの適した面があると考ええる。

- 例えば英語では、音声機能を活用したリスニング・スピーキングなど、デジタルの利点を生かせる内容が多いと考えられるが、一方で紙にも豊富な情報を俯瞰して目的・場所・状況を把握しやすいという利点がある。
- また、算数・数学では、グラフや図形の動きを視覚的に捉えられる点などでデジタルに利点があるが、作図は実際にやってみることで理解促進が期待できる。
- 総じて各教科とも、聴覚的理解・空間的理解に効果のある内容にはデジタルが適しており、別の単元のものとも見比べたり、実際に手を動かして作業等を行ったりする内容には紙が適していると考えられる。
- 更に、児童生徒の発達段階や教科の特性によっても変わってくるため、様々な視点から検討し、児童生徒の発達段階、各教科や内容における紙・デジタルそれぞれの利点を示していただきたい。

## II. 更に検討を進める事項に関する御意見

### ① 教員の指導力向上について

#### <研修等>

- 教員が自信をもって児童生徒の指導・支援に当たるためには、教員がデジタルの利点を体験し、児童生徒の実態に即した紙・デジタル・リアルの組み合わせについて学ぶ機会を設けることが必要である。
- しかし、デジタル教科書を活用した授業実践の研究はまだ不十分であり、当面の間は教師の負担が増加することが見込まれるため、教員がデジタル教科書を効果的に活用できるよう、国においてデジタル教科書の導入の意義及び指導の留意点など参考となる研修資料を作成・提供すること。併せて、研修の実施・充実を図るとともに、好事例を周知すること。
- 各自治体が行うデジタル教科書を活用した効果的な授業実践の調査・研究に対する取組について、調査・研究に係る財政的支援及び人的支援をすること。

#### <操作等の設計>

- 紙の教科書のみを使用する自治体とデジタル教科書を導入する自治体間での教員の異動に支障が生じないように、直感的に操作できることを前提としたデジタル教科書の設計に配慮いただきたい。また、そのデジタル教科書をできるだけ早く示すとともに、そのデジタル教科書を活用した実践研究を行い、制度化の可否を検討すること。

### ② 採択の在り方について

#### <採択に要する負担軽減への配慮>

- 適切かつ円滑に、学校現場における教科書選定及び教育委員会における教科書採択を実施するため、二次元バーコード先のコンテンツについて、調査研究の対象となる範囲を明確に示すとともに、対象外の内容等が採択に影響を与えないようにするための方策を十分に検討すること。
- 紙・デジタル・ハイブリット教科書、二次元バーコード先のコンテンツなど、教科書採択に係る調査研究及び採択事務等が複雑化・増大化することが予想されることから、採択に係る調査研究及び採択事務等の負担が軽減されるよう、その期間を十分に確保することや事務手続きの簡略化を図ること。また、教科書見本を早期に提供するとともに、デジタルを活用した調査研究を可能とするためのテキストデータの提供もあわせて検討すること。

#### ＜柔軟な制度設計の構築＞

- 学習指導要領に基づき、各教科の特性や、児童生徒のICT活用能力及び発達段階などに応じて、教科書の媒体を柔軟に選択できる制度を検討いただきたい。

### ③ 発行・供給の在り方について

#### ＜給与手続き＞

- 現在、デジタル教科書と紙の教科書の需要数が別々に取りまとめられており手続きが煩瑣であることから、デジタル教科書と紙の教科書の給与手続きを一元化するとともに簡素化すること。また、児童・生徒が転校した際に端末等が変わっても、過去の学びを振り返ることのできる仕組みを構築すること。

#### ＜供給元＞

- デジタル教科書と紙の教科書の供給元が異なる場合、生徒への教科書配付において重複や漏れなどの重大な問題が発生する可能性があることから、供給元が複数に分かれないよう、統一的な供給体制を整えることが求められる。

#### ＜各教科書の価格＞

- 高等学校では、教科書を生徒が自己負担して購入している。デジタル・紙・ハイブリッド教科書の選択により、家庭への負担に差が生じないように配慮すること。
- デジタル教科書やハイブリッド教科書のデジタル部分について、仮に「教科書」の範囲を縮小し「教材」の範囲を拡大した場合、保護者や生徒の費用負担が増えることになる。教科書発行者によって教材の費用が著しく高くないような措置を検討いただきたい。

### ④ デジタル教科書と教科用特定図書との関係について

#### ＜拡大教科書＞

- デジタル教科書は、拡大・縮小や、音声による読み上げ、文字と背景色の反転等が容易であることから、障害のある児童生徒の学習に効果的であり、教科用特定図書との相性が良いと考えられる。

#### ＜点字教科書＞

- 全盲の児童生徒用の点字教科書は通常の教科書と比べて冊数が多く、厚みがあり、かさばることから、デジタル教科書の文字情報を点字で表示できる「点字ディスプレイ」等と連携し、当該機器で読めるようにすることなども検討いただきたい。

#### ＜全般＞

- 上記を踏まえ、誰でも使いやすいよう、バリアフリー、ユニバーサルデザインの両面から、デジタル教科書の更なる検討を進めること。

### ⑤ その他の観点について

#### ＜活用方法、効果・影響の発信＞

- デジタル教科書の効果・影響等に関する知見は現時点では十分とはいえないことから、効果的な活用方法に加えて、効果・影響等に関する本格的な実証研究を進め、その結果を広く発信すること。
- デジタル教科書の効果的な活用方法等の発信をいかに進めるか検討する際には、教育現場の創意工夫の例として、教育課程・授業全体において、紙・デジタル・リアルを適切に組み合わせデザインしている教育活動を紹介すること。

また、デジタル教科書を効果的に活用できる場面について、教科及び単元・題材ごとに分類・整理し、具体的な活用例として示すこと。

#### ＜アカウント管理等の負担軽減＞

- デジタル教科書のアカウントの紐づけ作業等が発行者ごとに異なっており、教員の大きな負担となっていることから、アカウントの紐づけや教科書ビューアの統一を図ること。併せて、アカウント登録や紐づけ作業、転出入時などの使用手続きを簡素化すること。

#### ＜その他＞

- デジタル教科書の使用期間終了後は教科書に書きこんだ内容等を確認することができず、既習事項の振り返りや学び直し等ができないという課題について、解決策を検討し、早期に提示すること。
- 授業中に通信障害等によりデジタル教科書の使用ができなくなる事態が生じないよう、通信環境の整備にかかる支援をすること。
- デジタル教科書の使用により健康面への影響に対する懸念が生じないよう、家庭との連携を含めた方針の更なる検討を行うこと。

(参考) 意見提出様式  
(必要に応じて御活用ください)

## 全国市町村教育委員会連合会

(御意見)

### I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

#### <デジタル教科書の積極的活用に向けて>

##### 【紙とデジタルのハイブリッド活用の重要性】

- ・紙媒体とデジタル教科書の併用が現実的であり、それぞれの良さを活かして活用できることが望ましい。
- ・紙かデジタルの二項対立ではなく、実態に応じて適切に取り入れるべきである。
- ・児童生徒が紙とデジタルを選択できる環境が望ましく、どちらも無償給与として提供されるべきである。
- ・デジタル教科書と紙媒体教科書のそれぞれ優れた面について研究を進め、国として明示してほしい。
- ・「紙」か「デジタル」ではなく、実態に応じて適切に取り入れることが重要である。
- ・児童生徒の「発達段階」や「教科の特質」に応じて、柔軟に活用する必要がある。
- ・ハイブリッドな活用を推奨する。

##### 【デジタル教科書の学習効果とアクセシビリティの向上】

- ・デジタル教科書は学習の困難さを軽減し、個別最適な学びを支援する役割がある。
- ・文字の拡大、音声読み上げなどの機能が学習支援に有益である。
- ・英語や数学、理科、社会、音楽などでデジタルの利点が活かされると考える。
- ・デジタル教科書のインタラクティブなコンテンツは、児童生徒の理解を深める手助けとなる。
- ・視聴覚的に優位で、特に支援を必要とする児童生徒の学びを支える効果的なツールとなり得る。
- ・外国をルーツとする児童生徒への日本語支援につながる
- ・デジタル教科書の導入は学習の幅を大きく広げる。
- ・英語科のデジタル教科書を導入することで、各人のペースでネイティブの発音に触れることができる。
- ・タブレット端末の導入により、持ち運びが容易になり、時間や場所に捉われずに学ぶことができる。
- ・

##### 【GIGA スクール構想との整合性と制度整備】

- ・GIGA スクール構想の中でデジタル教科書の活用を進める流れは効果的である。
- ・小中学校段階での活用が適切であり、学校種や発達段階に応じた対応が求められる。
- ・デジタル教科書の活用事例を積極的に更新し、国として実用的な指針を示してほしい。

##### 【無償給与と自治体格差の是正】

- ・現在、英語、算数・数学が無償配布されているが、他の教科書も無償配布が望まれる。
- ・財政負担が自治体ごとに異ならないよう、国が十分な予算措置をとってほしい。
- ・全ての児童生徒に無償で提供されることにより、平等で質の高い教育機会が保障される。
- ・デジタル教科書が「教科書」として制度的に認めることを急ぐべきである。

## <デジタル教科書活用への課題>

### 【デジタル教科書活用による学力への影響懸念】

- ・デジタル化によって学力が低下し、デジタル教科書の利用を中止した国がある。
- ・デジタル教科書使用による学力向上への効果について検証すべきである。

### 【技術的・環境的な課題】

- ・デジタル教科書のデータは重いため、PDF に書き込める軽量なデータ形式望ましい。
- ・故障や不具合が発生した際の対応が不安である。
- ・児童生徒の健康面（長時間の画面使用ど）への影響を考慮すべきである。
- ・学校現場のネットワーク環境整備や教員の ICT スキル向上が必要となってくる。
- ・CBT テスト等で画面表示の制約により、読みづらさを感じる児童生徒もいる。
- ・自治体によって Wi-Fi 環境整備に格差がある。

### 【対象範囲と発達段階の考慮】

- ・小学校低学年では ICT 機器の扱いに慣れておらず、紙媒体の方が適しているのではないか。
- ・学年ごとの発達段階に応じた適切な導入が必要である。
- ・小学校低学年では、紙の教科書の方が学習方法を身に付けるのに適している。

### 【デジタル教科書の活用が目的化するリスク】

- ・デジタル教科書の活用が目的化にならないよう、教育の本質を常に見失わないようにするべきである。

### 【紙媒体の必要性】

- ・児童生徒の学力保障の観点から、紙の教科書の必要性は依然と高いと考える。
- ・国語の長文教材については、紙媒体が適している。

### 【デジタル教科書導入の制度上の問題】

- ・デジタル教科書の導入は、自治体間の財政負担増や格差を生じさせる可能性がある。
- ・もし、デジタル教科書が無償給与でない場合は不公平が生じる。

## II. 更に検討を進める事項に関する御意見

### <デジタル教科書の積極的な活用に向けて>

#### 【デジタル教科書の利便性と学習効果】

- ・理科の観察実験の指示がスクリーンでできるので、教師用デジタル教科書の活用が求められる
- ・児童生徒の靴の負担が軽減される。
- ・音声読み上げ機能など便利な機能が多くある。
- ・指導者用デジタル教科書は既に活用が進んでおり、更なる充実が求められる。
- ・児童生徒が進級・進学後も学んだデータを保持できる。
- ・学校以外で学ぶ子ども（家庭、施設等）もデジタル教科書の利用可能としてほしい。
- ・教育の機会均等の観点から、障がいのある児童生徒向けの機能を充実させるべきである。

#### 【学校・教育現場での活用促進】

- ・教師のスキルアップを図るための研修機会の確保が必要である。
- ・紙媒体教科書とデジタル教科書の双方を活用する方法の例示や操作の実演を研修すべきである。
- ・教科書展示会でデジタル教科書も閲覧可能にすべきである。
- ・DX スクール事業の継続を求める。
- ・段階的に進めることには賛成である。まずは英語、次に算数数学を進めるべきである。
- ・効果的な活用方法の発信や教員の指導力向上のための取組みが重要である。
- ・教員の指導力には個人差があり、オンデマンド配信の研修の実施を希望する。
- ・研修の機会を保障し、ICT 支援員などの専門的指導者による支援を充実させるべきである。

#### 【使用に関わる制度面の改善について】

- ・紙媒体教科書とデジタル教科書の両方で無償給与が維持されることを希望する
- ・教科書採択においてデジタル教科書の特性を生かした内容・デザインを考慮するべきである。
- ・算数・数学のデジタル教科書も全員分無償配布すべきである。
- ・採択基準について国から一定の方向性を示してほしい。
- ・過年度の教科書を容易に参照できるようにする制度の検討を望む
- ・給与されたデジタル教科書は、単年度の使用ではなく、継続して使用できるようにすることが望ましい。
- ・子どもの学び直しの視点から、学年が上がった際に、下学年の内容を確認できるようなシステムの確立を希望する。

#### 【紙とデジタルのハイブリッド活用の有効性】

- ・紙とデジタルを併用し、多角的な効果検証を行いながら慎重に導入を進めるべきである。
- ・デジタル、紙、それぞれの良さがあり、ハイブリッド活用が望ましいと関上げる。
- ・指導においても、ICT にすべて頼るのではなく、紙とデジタルを駆使して、効果的な学習場面を作り出す力量が求められる。

## <デジタル教科書活用への課題>

### 【デジタル教科書の課題と懸念】

- ・小学校低学年から1日中デジタル教科書を使うことに不安がある。(健康面。身体的負担)
- ・国語の音読にはデジタル教科書が不便である。
- ・端末が1人1台しかなく、デジタル教科書と学習支援ツールを同時活用するのが困難である。
- ・スウェーデンなどでデジタル化の見直しが進んでおり、日本も検証が必要である。
- ・長時間使用による健康への影響を分析する必要がある。

### 【学校現場への負担増大】

- ・デジタル教科書の効果的な活用が進んでおらず、教員の意識改革が必要である。
- ・4月の多忙な時期にアカウント管理作業が負担となる可能性がある。
- ・デジタル教科書の登録・アカウント管理作業が複雑で、教員の負担が大きい。
- ・デジタル教科書のシステムやプラットフォームが統一されておらず、使いづらい。
- ・教科書採択において、紙とデジタルの関連付け調査が必要となり、負担が増加する。
- ・デジタル教科書の採択により、教科書採択事務の負担が増大する懸念がある。
- ・採択事務がデジタル化できないか検討してほしい。
- ・教科書採択において、デジタル教科書の全体像を把握するのが困難である。
- ・デジタル教科書の導入。更新作業の負担が大きい。
- ・ID管理やプラットフォームの統一化が重要である。
- ・QRコードコンテンツの教科書扱いは採択業務の煩雑化につながり、避けるべきである。
- ・デジタル教科書の検定や採択の手続きは煩雑になる。
- ・デジタル教科書は情報量が膨大になり、教師の指導力向上が不可欠である。教師の授業、採択の負担が懸念される。

### 【環境・インフラの整備不足】

- ・GIGAスクール構想におけるネットワークの改善が必要。
- ・通信速度や端末環境の整備を要望する。
- ・プラットフォームが統一されておらず、ID、PW管理が煩雑である。
- ・出版社ごとに閲覧システムが異なり、使いにくい。
- ・紙の教科書のQRコードからデジタル教科書に移行できる仕組みを検討してほしい。
- ・通信環境の確保が必要で、キャッシュサーバーの導入などの対策を求める声がある。
- ・複数のプラットフォームやアカウント管理の煩雑さが教職員の負担増となっている。

### 【供給・制度面の課題】

- ・教科書取扱店の減少による供給の不安がある。
- ・採択期間の延長が必要だが、現実的ではない。調査員の増員などの対応が必要である。
- ・全国一律ではなく、自治体ごとに採択基準の統一を希望する。
- ・教科書と副教材の無償機能の範囲を明確にしてほしい。
- ・地域や学校の立地条件により、デジタル教科書の導入が制限されることがないようにしてほしい。

## 意見提出様式

|     |              |
|-----|--------------|
| 団体名 | 指定都市教育委員会協議会 |
|-----|--------------|

### I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

・「紙のみ」、「デジタルのみ」という選択肢は自治体として選びづらいと考えます。「紙のみ」を選べば障害のある子どもへの配慮を含めたデジタルならではの良さを失うこととなり、「デジタルのみ」を選べば、紙の良さを失うとともに、通信環境や、端末の画面の大きさ（教科書を開きながら別のアプリで作業することが困難）といった問題がより大きなものとなります。それぞれの利点を生かすという点で紙・デジタルの併用が望ましく、紙・デジタル共に無償給与し、学校現場が児童生徒の学習場面に応じて、どちらも使用できるよう制度的に整えていく必要があると考えます。

・デジタル教科書の内容を紙の教科書と同一とするという要件は、デジタルならではの可能性を狭めており、制度設計の見直しが必要と考えます。

・汎用的アプリや学習支援ツールの活用も進む中、限られた端末画面上で複数ツールを表示することの弊害も懸念されるため、教科書特性や発達段階に応じて柔軟に導入を選択できることが必要となると考えます。

・紙の教科書では、文字・図表・写真などしか掲載できないが、デジタルになることで、音声・動画等、学習者の理解を助けるコンテンツの搭載が可能となります。どこまでのコンテンツを教科書としてみなすかの議論が今後行われると思いますが、音声・動画等が教科書として認められることで、有効に活用されるようになると考えます。

### II. 更に検討を進める事項に関する御意見

#### <アカウント管理等の負担軽減>

・現在、出版社ごとに異なるプラットフォームが設けられている。デジタル教科書の本格的な導入に向けて、プラットフォームの一元化や設定作業の簡素化、統一化等を目指すなど、システム面での検討も合わせて進めていただきたい。

・アカウント管理については、学習eポータルとの連携、ビューアの統一を進めるなどの改善を確実に進めていただきたい。

#### <検定の在り方>

・検定においてどれほどの確認がなされるのか、QRコード先のコンテンツが更新された場合は再度の検定となるのかなど、質の担保についてを検討いただきたい。

・デジタル教科書の紙面については、端末での利用を前提とした紙面構成とすることも検討に含めていただきたい。

・デジタル教科書の推進にあたっては動画コンテンツの増加も予想されるが、動画視聴のために必要なビューアにおいては、有害コンテンツに対するフィルタリングとのバランスについても検討していただきたい。

#### <教科書採択>

・デジタル部分も教科書採択の対象となる場合、これまで以上の負担増が懸念される。どの部分が採択対象か、どのようにして教科書展示会でデジタル部分を展示していくのかなどを明確にしていきたい。

・現行の紙の調査に加え、デジタルコンテンツまで含めた網羅的な調査を行うことは困難である。したがって、デジタルコンテンツまで採択の範囲内に含めるのであれば、各教科書会社にデジタルコンテンツに係る統一の基礎情報をまとめた資料を基に採択権者が判断する形が妥当であると考えます。

・中間まとめの最後の項（21ページ）に記載されている「採択権者が選択できるようになることを見据え」について、自治体単位で選択するものではなく、児童生徒が紙とデジタルを主体的に選択・活用できる、様々な教材が盛り込まれたハイブリッドな教科書になると良いと考える。

#### <発行・供給の在り方>

・例年、3月末～4月上旬頃に各学校に納品されるが、仮にデジタル教科書を採用した場合、一定の登録作業に要する期間を確保することが必要となる。こうした問題を解決するため、従来以上の早期納品が必要と考える。

#### <その他>

教員と児童生徒が同じ環境の中で授業を行うことが望ましく、教員も学習者用デジタル教科書を活用することが想定される。この場合、無償給与の対象外になると思われるが、紙の教科書と同程度の価格水準を維持していただくよう、国で調整いただきたい。

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見

- 紙かデジタルかの「二項対立」ではなく、どちらのよさも考慮し、実態に応じて教員や児童生徒が主体的かつ柔軟に選択できるようにすることが大切であり、紙とデジタルそれぞれの特徴を生かした授業改善を一層推進することができる環境とすることが望ましい。
- 紙とデジタルの両方を教科書とする場合、ハイブリッド型の教科書とする場合等が考えられるが、いずれにおいてもすべて無償給与としていただきたい。公教育を推進するに当たって、各自治体の財政的負担の増加や自治体間の格差が生じないよう、十分な予算措置が必要である。

II. 更に検討を進める事項に関する意見

- 全面的にデジタル教科書が導入されれば、各教員、児童生徒は初めて使うこととなる。そこで、紙とデジタル双方のよさを生かして活用するためには、デジタル教科書の活用方法の例示や具体的操作の実演、紙とデジタルを関連させながら有効に活用する方法等を各自治体、学校に情報提供し、教員が活用しやすい環境を整備することが必要である。
- 教科書を採択する際に、紙とデジタルの両方の調査に加えて、紙とデジタルとの関連づけ方についても詳細に調査する必要がある。教科書採択には多くの時間と労力が求められる。スムーズな採択を実現するため、提供すべき情報の内容などをより具体的に検討する必要がある。
- 児童生徒の発達段階を考慮し、デジタル教科書の適切な使用開始時期、使用頻度等についての情報を発信してもらいたい。例えば、紙のよさとして一覧性や俯瞰性などがあることから、文章を分析したり、読解したりする力をつけていく側面から考えると紙の教科書の方が優位であるという見方がある中で、デジタル教科書は何年生ごろからどのように活用することが最適なのかなど、知ることができるとよい。
- スウェーデンなど、デジタル化の見直しを図っている国がある。デジタル教科書自体に問題があったのか、使用の仕方に課題があったのかなど、デジタル教科書のメリット・デメリット等についてしっかりと検証したうえで、有効活用するための情報発信をしてほしい。
- 児童生徒自身が、いつでも学習内容を振り返ることができるよう、進級・進学後においてもデジタル教科書を使って学んだデータが児童生徒の手元に残るようにしてほしい。

## デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめに対する意見について

(団体名) 中核市教育長会

第1期GIGAスクール構想では、校内通信ネットワークおよび児童生徒1人1台端末が整備され、学習活動におけるICT機器の積極的な活用が進んでいるとともに、次期学習指導要領や第2期GIGAスクール構想に向け、デジタル教科書の今後の在り方が、より一層重要視されるものと認識しております。

こうした中、デジタル教科書をめぐる状況や今後の在り方等について示されました中間まとめに対し、以下、中核市教育長会としての意見を申し述べます。

## I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見

## 1. 制度的位置付けについて

デジタル教科書が「教材」ではなく「教科書」として制度的に位置付けられることにより、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す学習環境が一層充実していくものとする。

## 2 学校種、発達の段階ごとの対応について

学校種や発達の段階、学校の状況等に応じ、一部が紙、一部がデジタルで作られたハイブリットな形態の教科書など様々な選択肢の中から、児童生徒にとってよりよい教科書を選択し、教育現場における創意工夫が最大限生み出される環境の実現が求められる。

## 3 教科書として紙／デジタルが向く教科や内容等について

紙の教科書は、紙面を広げ全体の様子を確認する場面や、複数ページを見比べて考えたり、既習事項を確認したりする場面に適している。デジタル教科書は、音声読み上げ機能を用いた言語活動や、シミュレーション機能等を活用した操作活動、動画やコンテンツを用いた創作活動などにおいて、大きなメリットがある。

## II. 更に検討を進める事項に関する御意見

## 1 教員の指導力向上について

教員の指導力向上に当たっては、効果的な活用事例等の蓄積や情報共有を図る取組の他、デジタル教科書の操作方法やプラットフォーム標準化など、教員が利用しやすい環境の整備が重要であるとする。

## 2 採択の在り方について

デジタル教科書で、より情報量が多くなることが想定されるが、学習内容を盛り込みすぎることにより、かえって児童生徒の概念形成を妨げることにつながりかねない懸念が生じる。採択に当たっては、教科書にあたる部分と教材にあたる部分など検定の対象範囲や機能の扱いを明確にした適切な教科書採択がなされる必要がある。

## 3 発行・供給の在り方について

デジタル教科書は、発行者ごとに異なるシステムでアカウント登録し、各システムにおいてライセンス供給や受領書等に関する手続きを行っているため、現在、紙の教科書で使用している教科書事務執行管理システムを改修する等して、システムの標準化および紙とデジタルの一元管理を図ることが重要とする。

## 4 デジタル教科書と教科用特定図書との関係について

デジタル教科書が「教科書」として制度化されることにより、拡大機能や読み上げ機能など、特別な配慮が必要な児童生徒に対応した機能が盛り込まれることから、教科用特定図書との関係性を整理する必要があるものとする。

### Ⅲ. その他

#### 1 デバイスの規格や仕様について

デジタル教科書を日常的に活用するに当たり、バッテリーの容量や画面の大きさ、本体の重量などデバイスの規格等についての検討が必要となる。

#### 2 ライセンスの利用期間について

デジタル教科書を進級や進学後も使用できることは重要なことであり、現在1年ライセンスとなっている利用期間の検討が必要であると考えます。

(団体名) 全国町村教育長会

(御意見)

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

- ・全ての教科で、紙もデジタルも、全て無償化で提供していただけるとありがたい。運用は、学校現場に任せていただきたい。
- ・教科にもよるが、紙の教科書は、基本的に学校で使用するため置いておき、デジタルの教科書は、基本的に家庭で利用する際に使いたい。(別紙1のイメージのハイブリッドに近いが、長文読解の本文も紙とデジタルの両方に搭載してほしい。)
- ・授業展開が大きく変わったことに実感はあるが、資料で「1年間デジタル教科書を使った場合、使わなかった場合に比べ学力調査の得点が向上した」という表現がある。どのような理由で得点の向上に結びついているかもっと詳しく知りたい。
- ・デジタル教科書の効果的な活用方法の情報が不足していることに大きく賛同する。

(総論)

- ・紙とデジタル、二項対立ではない使い方ができるような制度設計してほしい。提案に賛同。ただし、教科書の内容・分量が大幅に増加しないよう精選するなど、新しい時代の教科書の在り方について、議論を深めてほしい。
- ・現在、本町においては、タブレットの授業での活用も十分とは言えない状況である。このような学校現場の状況を踏まえた上で、無理なくデジタル教科書も使っていくことができるよう制度設計をお願いしたい。
- ・個別最適な学びを無理なく進めるためには、タブレット等の活用は必須と考える。そのため、デジタル教科書については、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な活動が可能になるようなページを工夫してもらえるとありがたい。
- ・デジタル教科書は必要だが、紙の教科書を通した書く・消すの作業も必要。
- ・両方活用の方が良い。

(各論)

- ・小学校低学年については、リアルとデジタルのバランスを考えたときに、よりリアルな学び方を工夫したほうがよいと考える。指で紙をめくる、鉛筆で線をひくなど、身体性も重視したい。
- ・国策としてのICT化であるので、デジタル教科書を児童生徒に無償給与することは、適切である。同時に、英語同様に、全てのデジタル教科書が無償給与とするとともに、教師用のデジタル教科書も無償給与とすること。

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

- ・基本的な考え方、制度的位置づけについて、ワーキンググループから出された内容と同じように考えます。紙の教科書、デジタル教科書共に、長所短所があり、教科や児童生徒の発達段階、特性を考え、一律に紙かデジタルかの選択をすることは、現段階では難しいように感じます。
- ・これまでの紙の教科書では、理解をすることが難しかった内容を、デジタル教科書では比較的簡単に学習できる内容もあります。このことから、紙の教科書デジタル教科書を検定教科書として制度化することは必要だと考えますが、紙とデジタルを併用して検定教科書として使用していくことが妥当と考えます。
- ・紙とデジタルが併用できるよう、両方の特性が生かせるような指針の策定(ガイドブック、Q&A等の策定)
- ・デジタルとはいえ、教科用図書であることから、完全に学校任せにすることのないよう、国及び都道府県での環境整備、指導体制等の調整
- ・本年2月上旬において、文科省初等中等教育局教科書課担当者より直接説明を受けており、学習者用デジタル教科書の機能面について、拡大や音声読上げなど紙媒体の教科書では不可能なことができることとなります。
- ・今後もICT機器の活用がますます多くなると考えます。これを受けて授業中での学習端末の使用も多くなると考えます。
- ・先行的に小中学生に対して学習者用デジタル教科書を授業で活用することで、「主体的な学び」や「対話的で深い学び」において成果があるとの説明を受けている。
- ・今後において、デジタル教科書も正式に「教科書」としての位置づけになるとの報道もあります。紙かデジタルかの選択でなく、紙の教科書を使用し、必要に応じてデジタル教科書も使用することが現状では望ましいのではないかと考える。将来的には両者の良さを取り入れたハイブリッド教科書の存在もあってもいいと考える。

以上、基本的な考えや方向性については異論はありません。

## II. 更に検討を進める事項に関する御意見

- ・採択の際、デジタル教科書も検討するとなると膨大な時間の増加が懸念される。
- ・各地域のネットワーク環境はさまざまであり、例えば近接する小学校と中学校が同時にインターネット回線を使うと速度が非常に遅くなったり、フリーズしたりすると聞く。デジタル教科書での授業を推進するにあたっては、国や都道府県の単位で、予算化も含めて、通信環境の改善など児童生徒の学習が無理なく成立する環境整備を進めていただきたい。
- ・デジタル教科書につける二次元バーコードを活用した資料については厳選したものにして欲しい。あまりに多くあると教員が選択に迷う。
- ・デジタルと紙と両方使うので、教員の教材研究・力量でクラスによって差が出てくるであろうという心配がある。

## II. 更に検討を進める事項に関する御意見

- ・教科書会社による、デジタル教科書における仕様の違いが採択基準の柱とならないように、検定の段階で国のICT教育の在り方を明確にしていきたい。つまり、教科書採択において、デジタル教科書の扱いやすさ主眼とした選別に陥ることがないようにしたい。
- ・デジタル教科書を検定教科書として扱った場合、前学年までの教科書（高等学校等では中学校での教科書）を閲覧することができるのでしょうか。既習学習の内容を振り返ったり、特別支援学級で前学年の教科書を使用したりする場合に、必要になります。
- ・デジタル教科書を検定教科書として扱った場合、教科書は無償給与なので、端末も公費負担で無償貸与が続くと考えれば、いいのでしょうか。
- ・視力の低下等の身体的な面など健康への影響に関して不安があります。
- ・デジタル教科書の利用にあたり、アカウント登録作業が教科書会社ごとに必要となることに加え、教科書会社ごとに手続きが若干異なり煩雑である。また、登録作業は繁忙期の3月～4月となる。登録窓口の一本化や登録方法の統一化など、アカウント登録にかかる負担を減らすことも検討をお願いしたい。
- ・紙とデジタルを併用できるための教員の指導力向上、効果的な活用方法の発信等のハンドブック等の策定
- ・各採択地区における採択方法の統一化
- ・現場の声を生かしながらデジタル教科書のメリットについてさらに広める。  
(教科書の持ち帰りによるランドセル等の重さについて保護者から指摘もありました)
- ・教師用として授業でデジタル教科書を活用する段階を通じて教員の指導力を向上させる。  
(その後において学習者用デジタル教科書を導入・使用していく過程が適切と考える)
- ・デジタル教科書を使用することでの健康面への影響  
(長時間の使用により目や脳に影響はないのか)
- ・デジタル教科書の採択の在り方  
(紙の教科書の採択にあわせて同じデジタル教科書を採択すると考えるのか)

令和7年4月9日

全国 ICT 教育首長協議会  
会長 横尾俊彦

### デジタル教科書推進 WG 中間まとめについて

表記につきまして、全国 ICT 教育首長協議会として、下記のとおり意見を取りまとめたので、提出いたします。

#### 1 ハイブリッドでより良く活用

一般のデジタル教科書の在り方について、紙とデジタルの良さを組み合わせたハイブリッドという方向性には賛成です。全てを一気にデジタル化にも無理がありますし、全て紙の教科書というにも過去に戻るようで、教育現場には混乱も生じると思われます。その意味からも、ハイブリッドな形態の教科書を活用可能として、その基盤の上に、各地域、各学校、各自治体における創意工夫が活かされるようにすることがとても大切で、友好であると考えます。

#### 2 衆知を集める

その上で今後のためを考えると、それぞれの創意工夫を共有できるような体制も整えることも大切であると思います。各学校での取り組み工夫はいわばイノベーションの多彩な取り組みの推進とも言えるものですので、その中にお互いに参考にできる要素が多々ありうると考えられます。その創意工夫を次なる改善や、直近の授業に活用も含めて改善できることが重要と感じます。

#### 3 知恵の共有で切磋琢磨

デジタル技術の活用で、それら工夫や利活用事例の共有ができるような取り組みも検討いただくのも大切だと思います。いわばベストプラクティスの共有による切磋琢磨です。行政も経営もさらには教育にも、日々新たな視点や気づきと創造の努力が大切な時代です。その効果を生み出すにも、好事例や先進的な取り組み、本質的に重要な学びなども、教職員の方々が随時学べるように整えることにもチャレンジいただければ、より素晴らしいと考えます。

#### 4 海外には校内にヘルプデスクもある

海外では学校内にヘルプデスクがあるのを学校視察で見たことがあります。先生も生徒もヘルプデスクに行っては相談していました。そこまでの体勢は難しいとしても、適宜適切なサポートは必要です。このあたりをどのように充実させるかも今後の大切なテーマのひとつと考えます。

#### 5 デジタル教材に必要なデータは著作権フリーにできないか

これはやや先を急ぎすぎる問題提起かもしれませんが、すでに一部は実現されているとも仄聞しますが、教育に必要な教材のデータ（画像などのデータ）の在り方については、国の未来を担う人材育成という大所高所に立ち、未来への投資という視点を持って、コストや費用が負荷されない、あるいは軽減されるような対応も一考されないかとも思えます。これはかつてこのことがネックになって、教科書のデジタル化が円滑に進まないとのことを聞いたことからの課題提起です。

#### 6 大学入試との関連など先を見通した検討も大切では

小学校、中学校、義務教育学校から始まり、高等学校で学び、大学短大へと進路開拓する道を子どもたちは進みます。つまるところ、最終の関門のひとつは大学入試ともいえます。その際に、必要な科目、必要な知識として位置付けられたものはいわゆる受験勉強の中で必死に学ぶわけです。そこでの学びにデジタル教科書がどのように資するのか、活用されるのか、またどのようにあるべきなのかについての洞察と検討も重要になっていくと思われま

令和7年3月31日

文部科学省初等中等教育局  
教科書課 様

一般社団法人教科書協会

令和7年2月14日に公表されましたデジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめにつきまして、以下の通り意見申し上げます。

## 記

### (教科書の範囲・検定方法の明確化)

- 教科書としてデジタル媒体が可能となる場合に、デジタルコンテンツや機能などのデジタル部分が教科書として認められる範囲やその検定の在り方については、各教科書発行者における教科書の著作・編修の方針やコストに大きく影響する。デジタル部分を対象とした教科書の具体的な範囲や検定方法等については、教科書発行者の意見も十分に踏まえた上で丁寧に議論を進めていただきたい。
- ハイブリッド教科書の在り方によっては、仮に紙の教科書やデジタルのみで構成される教科書を発行せずハイブリッド教科書のみを発行するとしても、多額のコストが掛かる事が懸念されるため、教材部分の登載を何処まで認めるか等も含め、その具体的在り方については、今後協議させていただきたい。
- デジタルコンテンツとして活用されている動画については、デジタル技術の進展等に伴い、日々、多様なコンテンツが生み出され、更新される性質のものである。各発行者の責任のもと、随時に更新することによりその強みが発揮される分野であり、検定の対象とすることは適当ではないと考えられる。加えて、動画の修正には相応の期間と費用が必要となり、検定審査の限られた期間においては対応が困難である。教科書検定の範囲を議論する際には、特に動画などデジタルコンテンツの特性にも十分配慮いただきたい。

### (教科書の著作・編修期間の確保)

- 導入時期として示されている次期学習指導要領の実施に向けて、各教科書発行者は全く新しい教科書の著作・編修に取り組む。加えて、デジタルコンテンツの作成に当たっては、通常教科書紙面の作成に加えた別途の作業期間を確保する必要がある。各発行者が次期学習指導要領に対応した質の高い教科書を著作・編修できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、新しい検定制度の仕組みをできる限り早期に示していただきたい。

### (デジタル部分の分量制限)

- 紙には重さなどがあるため物理的な制限が生じるが、デジタルではそのような制限がかからない。教科書の内容や分量の精選が望ましいという方向性が示されているが、紙のみならずデジタル部分も含め全体の分量制限について何らかの方策を検討すべきである。

#### (教科書定価)

- 新しい制度下においても、教科書発行コストの実態を踏まえ、適正な価格設定となるよう、御配慮いただきたい。

#### (供給等に係る考え方の明確化)

- 新たな制度下における発行・供給・無償給与に係る考え方の明確化を行っていただきたい。特に、ハイブリッド教科書やデジタル教科書について、どのタイミングで何を以て発行義務が履行されたと見なすのか、学校に受領されたと見なすのかについては、整理が必要と考えるため、協議させていただきたい。
- 新たな制度下における発行・供給・無償給与に係る考え方の明確化に際しては、新・教科書事務執行管理システムによる一元管理など、紙、デジタル、ハイブリッドの全体最適を図るため、それぞれに求められる要件や手続き等の共通化、効率化も踏まえて協議いただきたい。

#### (ライセンス等の提供期間やデータ DL の検討)

- ハイブリッド教科書やデジタル教科書について、ライセンスの継続期間や二次元コード先の閲覧可能期間が論点になると考えられる。また、児童生徒がダウンロードしてデータを保有する機能を持たせる場合には、コピー・拡散防止策など、データ管理の方法や責任の所在の検討も必要である。検討に当たっては制度化の必要性の有無も含めて教科書発行者にも協議いただきたい。

#### (ネットワーク不調時の供給対応等)

- ネットワーク不調で配信が出来ない場合の対応等については、ネットワーク不調が長引いた際の代替教材の供給の可否等も含めて検討が必要と考える。また、紙の教科書の供給と異なり、ハイブリッド教科書やデジタル教科書は、供給後のアフターケアを発行者に要望されることも想定されるため、発行・供給の責務の観点も交えて制度化の必要性の有無も含めて教科書発行者にも協議いただきたい。

#### (供給が担う業務内容の整理)

- ハイブリッド教科書やデジタル教科書について、供給業者が担う業務については、関係者と一緒に整理いただきたい。特に、紙の教科書に加えて、ハイブリッド教科書やデジタル教科書を供給することになれば、3種類の教科書の組み合わせで供給形態が複雑かつ多種多様になり、供給の間違いや遅れなどの影響が生じることも懸念されるため、完全供給を安定的に継続できるように、それぞれの業務内容が供給コストの算定や対価の確保も踏まえた整理となるよう、御配慮いただけるとありがたい。

#### (採択期間における教科書形態の変更)

- 現在、義務教育教科書の採択期間は原則として4年となっているが、仮に、新しい制度下において採択権者が教科書の形態を毎年変更できることを原則としてしまうと、紙の手配が間に合わないなど供給の維持が難しくなるため、制度設計においては御配慮いただきたい。

(全ての形態の教科書を制作する必要はないこと)

- 教科書の形態として、①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの3種類が考えられるが、教科書発行者はそれら全てを制作する必要はないということを明確に示して欲しい。

(教科特性に応じた教科書の発行点数や発行形態の目安)

- ①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの3種類の教科書について、どれを幾つ作るか全て発行者次第となると、採択されるなら作らざるを得ないという過当競争が激化することは必至で、それによるコスト増から発行が維持できなくなることが懸念されるだけでなく、採択権者の負担増も心配される。こうした課題を解消するため、後述の意向調査も踏まえ、例えば、教科特性や学年に応じ1種目につき1～2つの推奨する形態について国が目安として示す等、何らかの方向性を示していただけるとありがたい。

(発行形態の違いによる検定の合理化)

- ①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの3種類の教科書の中から、同一内容で複数の形態で申請することが仮にあった場合、それぞれを個別に検定するようなことになると、検定事務の負担が過大になるため、負担軽減について何らかの手立てを講じていただきたい。

(発行形態の違いと採択時の教科書見本の在り方)

- ①紙のみ、②デジタルのみ、③ハイブリッドの3種類の教科書について、採択時に教科書見本として提供される際、それぞれの形態の見本を提供する流通の在り方や、採択関係者にとどまらない閲覧可能性の増加など、静謐な採択環境の確保に一層配慮していただけるとありがたい。

(教科書編修・発行のための事前の意向調査実施)

- 初年度の混乱防止や教科書発行の維持安定を図るため、出来れば編修前、遅くとも採択年度より前に、一定規模の採択権者に対し、教科や学年に応じどの形態を選択したいと考えているか事前の意向調査を行っていただきたい。

また、意向調査については、現状、児童生徒が使用している国費負担分のデジタル教科書は英語と算数・数学しかなく、新たな制度下のデジタル教科書やハイブリッド教科書の具体的なイメージが持っていない状況において、「教科や学年に応じどの形態を選択したいと考えているか」を問うても、実効性のある調査結果になるか懸念がある。調査時には、全ての教科書がデジタル化の対象になり得ることやハイブリッド教科書の具体的なイメージを周知徹底し、正しい認識のもとに回答できるようにしていただけるとありがたい。

以 上

## 意見提出様式

(団体名) 一般社団法人 教科書供給協会

(御意見)

## I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見

## ◆義務教科書に係る、教科書の使用形態について

- ・供給の維持安定や、学校現場における混乱を避けるため、使用形態も含めて4年に1回の採択を原則としていただきたい。
- ・但し、例外として、導入当初はデジタルを選択したが、やはり紙教科書に戻したいといった事態が生じることも一定数想定しうるため、設置者が学校教育活動の継続に支障を来すと特に認める場合である事、事前に（出来れば使用する年度の前年度のうちに）相談があった場合に限り、学校現場が困らぬよう同一発行者での変更可能等といった制限を設けた方が良いのではないか。その場合、転出入する児童生徒に対する適切な対応等のルール化が必要。

## ◆教科書の代替教材について

- ・仮に無償給与する対象について、児童生徒によって検定教科書か検定を受けた教科書を代替教材として使用する場合、供給業務には大きな支障を来す。代替教材は現行も無償給与の対象ではなく、受益者負担であることを踏まえれば、もし現在と同じく代替教材の制度を残す場合にも、無償給与の対象としてはあくまで採択権者が採択を行った形態及び発行者の教科書であり、当該校で代替教材での学習が必要な児童生徒は有償で購入する形を取っていただきたい。
- ・今回、教科書として認められる形態が増えることにより、徒に採択する種類が増え、学校現場や教員の理解が追いつかず学校の負担増、無償給与事務誤りが多発することが懸念される。教科書として使用・供給すべき図書と、そうでない図書（代替教材や副教材としての図書）の区別は明確になるよう配慮いただきたい。
- ・無償給与対象の教科書を給与し、それ以外に有償購入にて検定を受けた教科書を代替教材として使用する場合。（例：無償で紙教科書を給与・有償でデジタル教科書等）  
生徒及び教師用教科書・教師用指導書同様に学校への供給状態や商品在庫の確保を把握する必要があるため、教科書供給体制下で対応するようにして頂きたい。

## ◆供給の定義明確化について

- ・現在、発行者は教科書を製造し学校現場へ供給することと定義されている。  
これは発行者が供給責任を負い、供給業者が供給業務を代行するとされているが、供給業者が行う供給業務の範囲に関する公的な明文規定は存在しない。「供給」とは一般的に定められた時期までに学校へ教科書を届けることを指すと考えられるが、無償給与における「供給業務」で考えた場合は、発行者が納入冊数集計の報告を行い、これに対して文科省が承認することで、各期の「供給業務」が完了するといえる。教科書・一般書籍供給会社は、教科書の配送・納入にとどまらず、需要数報告から納入冊数集計に至る無償給与事務の随所において、都道府県教育委員会や設置者と密接に連携して円滑な無償給与事務遂行のために寄与してきている。デジタル教科書やハイブリット教科書が無償給与の対象となった場合も、無償給与事務の円滑な遂行のためにはこの役割は変わらず果たす事となる。  
新たな制度下においても、デジタル教科書やハイブリット教科書の供給義務についても生じると考え得るところ、これらの形態の教科書（デジタル及びハイブリット）における供給義務の定義や、何を以て供給完了とするのかを法的に明確化していただきたい。  
その際、供給の実態を御理解いただいた上で実態に即した法整備をいただけるよう御配慮いただきたい。

## II. 更に検討を進める事項に関する意見

### ◆供給業務の整備について

- ・供給業務の委託内容は発行者と各供給業者との契約によって成立するのが前提ではあるが、今後、デジタル教科書及びハイブリット教科書の供給についても無償給与の対象となるのであれば、それぞれの「標準的な」供給業務に何が含まれるかについて整理する必要がある。円滑なデジタル教科書乃至ハイブリット教科書の供給に必要な業務項目及び工数やコストについては、当協会としても整理してお示ししたいと考えているが、一緒に議論させていただきたい。
- ・各発行者が可能な限り統一的な供給を委託いただけるよう、標準的な業務内容について供給協会・教科書協会・文科省の三者で調整する機会をいただくなど配慮いただきたい。
- ・現在のデジタル教科書に係る予算事業においても、学校現場では、単に配信する以上の供給業務が存在している。今後、デジタル教科書乃至はハイブリット教科書の無償給与を実現するために必要な供給業務等が整理された暁には、その業務に相当する供給手数料の予算措置について検討いただきたい。

### ◆各形態の教科書価格について

- ・供給における混乱を避けるため、また、選んだ教科書形態によって教科書価格が異なることの学校・児童生徒間の不公平感を無くすため、紙の教科書、デジタル教科書、ハイブリット教科書について、同じ種目・同じ学年であれば同一価格を設定していただきたい。

### ◆学校への供給を円滑に行うために必要な事前調査について

- ・供給業務は、採択時期より前に倉庫を借りたり供給人員を確保したりといった事前準備が必要である。特に導入初期において、供給前年度の秋に次年度供給図書の状態が判明するのでは間に合わないため、各教科書のイメージを示した上で、新たな制度下で円滑な供給を実現するための事前意向調査を行っていただき、結果を共有いただきたい。調査は出来る限り早い段階で、一定地域のバラツキと調査規模を持って、科目・学年別に行っていただくのが望ましい。
- ・当該事前調査に当たっては、これまでの有識者会議の議論も踏まえ、例えば、低学年は紙の教科書での学習が望ましい等といった、一定のガイドラインを国として示した上で、調査を実施して欲しい。

### ◆ライセンス発行等について

- ・現状、デジタル教科書において、各学校より納入指示を行ってから、ライセンス発行まで10日程時間を要する事があるが、今後、デジタル教科書が教科書になるのであれば、今の紙の教科書と同じように、転出入に応じ速やかに供給し児童生徒が使用できる状態にすることが求められる。そのため、例えば、学校の管理者が、転入者が生じれば速やかにユーザ追加登録ができるようにする等、ライセンス発行や初期設定に時間と手間が掛からない仕組みを検討いただき、その仕組みは可能な限り各発行者で揃えていただきたい。

## 意見提出様式

(団体名) (一社) 日本教材備品協会

## I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する意見

## 1. 総論

## ○ 基本的考え方

学習指導要領を大綱的な基準とし、質が担保された無償給与の教科書が主たる教材となる共通ルールを前提としつつ、個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、教育現場の創意工夫を最大限生かせる環境と柔軟な制度設計が重要との方向性に賛同します。

## ○ 制度的な位置づけ

当協会は、児童生徒の学習の理解が進み学力が定着するためには、リアル教材とデジタル教材の併用が不可欠との立場をとっています。それはリアルかデジタルかの二項対立ではなく、どちらの良さも考慮し活用し、多様な学習形態に対応すべきであると考えます。

当協会が全国の約1200校の小中学校を対象に実施した調査では、リアル教材とデジタル教材を組み合わせた400を超える活用事例が報告されています。例えば、

- ・算数/数学：デジタル教科書で立体図形の展開をシミュレーションした後、実際に立体模型を手にとって確認することで学習の定着を図る。
- ・社会：タブレット上の地図データを活用し、その後、実際の地球儀で位置関係を確認し、感覚的な理解を深める。
- ・理科：デジタル教材で実験器具の扱い方を学び、実際の実験器具を使って安全に実験を行う。等

教科書においても基本的考え方を踏まえ、紙だけでなくデジタルも正式に認めることを制度上明確化することは妥当だと考えます。また、柔軟な制度設計の観点から、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッドな形態の教科書も認めるべきです。これは、教育課程や授業設計において、紙・デジタルの要素を適切に組み合わせ、目的に応じた活用が可能となるからです。

また、紙の教科書とデジタル教科書の組み合わせも、教科ごとの最適な学習環境を実現する上で重要だと考えます。例えば、

- ・紙の教科書は一覧性や俯瞰性があり、デジタルとは違った利点がある。
- ・デジタルを主として使用する場合でも必要に応じて教科書の一部を印刷して活用する。

## 2. 各論（学校種・教科ごとの適用）

## ○ 学校種

- ・小学校低学年：紙を主体とし、デジタルは補助的に使用。タブレット活用時には操作の簡便さを重視し、直感的な操作が可能な環境を整備する
- ・小学校高学年：段階的にデジタル活用の範囲を拡大し、デジタル教科書とリアル教材の組み合わせを取り入れる
- ・中学校：ICTスキルの向上に伴い、デジタル活用の範囲を広げる。
- ・特別支援学校：音声読み上げ、拡大文字機能、色覚調整機能など、デジタルの特性が大きく貢献すると考えられる

## ○ 教科

当協会の調査結果からも教材における多くの事例があり、デジタル活用が特に有効と考えられる教科として以下が挙げられます。

- ・算数/数学：図形や立体の展開・動的变化の可視化（シミュレーション機能）等

- ・理科：天体の動きや生物の成長過程のシミュレーション、実験記録のデジタル保存・分析、実験器具の使用法の学習等
- ・外国語：読み上げ機能や動画を活用したリスニング・スピーキングの練習
- ・社会：デジタル地図データの活用、歴史上の人物に関する動画コンテンツの活用等

特に、算数/数学・理科・外国語は、デジタルの特性を活かした学習が可能であり、デジタル教科書の活用による大きな効果が期待できる教科だと考えます。

一方で、社会科の歴史学習などは、デジタル教材としての活用が進んでいるものの、これらのコンテンツの多くは現状、副教材として位置付けられているものが多く、今後のデジタル教科書のあり方として議論の余地があると考えます。

### 3. まとめ

デジタル教科書の導入にあたっては、「紙かデジタルか」の二項対立ではなく、両者の利点を活かした柔軟な制度設計が不可欠と考えます。

- ・教科ごとの特性を踏まえた導入方針
- ・小学校低学年から段階的にデジタル活用を拡大する方針
- ・教員の研修や実践事例の共有を通じた活用支援の強化

これらを前提として、教育現場の創意工夫が最大限生かせる環境を整えることが重要だと考えます。

## II. 更に検討を進める事項に関する意見

### ○検定の対象範囲と機能の扱い

現在、紙の教科書にはQRコードが付され、外部コンテンツへのアクセスが可能になっています。デジタル教科書においては、これがリンクや追加コンテンツの形で提供されることとなりますが、これらを教科書の一部として扱うことは、学習の柔軟性を高めるうえで有効だと考えます。しかし、教科書として認められるコンテンツと、副教材として扱うコンテンツの線引きを明確にする必要があるのではないのでしょうか。

具体的には、教科書の内容を補完し、学習効果を高める副教材（ドリル、ワーク、資料集、動画等）をデジタル教科書の一部として取り込むことは可能ですが、これらのコンテンツは検定の対象範囲から切り離すべきと考えます。

その理由は以下の通りです。

#### 1. 教科書選定の本来の趣旨を維持するため

教科書の選定は、主にその学習内容や構成に基づいて行われるべきですが、副教材部分が検定対象に含まれると、付加的な機能やコンテンツの多さが選定基準に影響を及ぼす可能性があります。これは本来の目的とは異なる選定基準となり、公正な教科書選定の妨げになる恐れがあるのではないのでしょうか。

#### 2. 教科書発行者の開発負担の増大を防ぐため

検定対象に副教材まで含めると、教科書発行者はコンテンツの開発に多大な時間とコストを費やすことになり、本来の教科書の質向上に割くべきリソースが圧迫される可能性があります。その結果、教育現場への質の高い教科書供給の信頼性が低下する懸念があります。

そのため、検定は教科書本体のみに限定し、副教材部分は検定の対象外とすべきと考えます。

ただし、デジタルの特性を活かし、教科書と副教材を一体的に使用できる環境を整えることは重要です。例えば、教育委員会や学校が独自に選定した副教材を、デジタル教科書と統合的に活用できる仕組みを整えることで、デジタルならではの利便性を最大限に生かすことが可能になります。こうした仕組みの整備についても、今後検討していくべき課題の一つではないのでしょうか。

(日図協24発第83号)  
(全図協24発第64号)  
2025年 3月24日

文部科学省初等中等教育局  
教科書課長 黄地 吉隆 様

一般社団法人日本図書教材協会  
会 長 辻 村 哲 夫  
一般社団法人全国図書教材協議会  
会 長 細 谷 美 明

**中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会  
デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめに関する意見書**

デジタル教科書推進ワーキンググループ『中間まとめ』におきまして、教科書の形態として紙だけでなくデジタルも認められることを制度上明確化されたことに賛同の意を表明いたします。

また、児童生徒の学びの充実を最重要目的として、紙とデジタルのよさを取り入れた学習環境の重要性を示されたことも適切なお指摘だと思います。学校用教材（全国の小中学校で使用されるテスト、ドリル、ワーク、資料集などの図書教材・デジタル教材）を発行・供給する立場として、この趣旨に則り、これからも有益適切な教材の開発・供給・アフターフォローに努めてまいります。

加えて、弊協会としては、「子どもたちの豊かな学びと先生の適切な指導のために」を基本的な考え方として、『中間まとめ』に示された方針を踏まえて、次のような取り組みを進めていくこととしておりますことを申し添えます。

- ・デジタル学習基盤における、学習指導要領、教科書、教材の適切かつ公正な技術面・運用面での連携に向けた研究
- ・教科書利用に関して、教科書団体と弊協会との関係に基づいた、教科書と教材のデジタル間連携に対応したルールの構築研究
- ・学校用教材の活用によって得られる学習データについて、学校現場および児童生徒にとって有益適切なデータ利活用の在り方の研究
- ・学校現場における教材活用実態（紙・デジタル）の調査

以下、『中間まとめ』について弊協会の意見をより具体的に申し上げます。

記

## 1. 教科書の形態におけるデジタルの制度上の位置付けの明確化を踏まえた、教科書と教材の明確な区分け

現在、教科書発行者が制作する教科書に係る内容は、「紙の教科書」（検定対象）、「デジタル教科書」「デジタル教材（QRコード先のコンテンツ等）」（検定対象外）で構成されていますが、『中間まとめ』において教科書の形態としてデジタルを制度上明確化（検定対象）したことで、教科書の位置付けがシンプルとなり、教育現場にとっても分かりやすくなることと思います。

このことを評価しつつ、今後の審議において、教科書と教材がさらに明確に区分けされることを希望いたします。

具体的には、教科書＝検定対象＝教科書発行者による制作、教材＝検定対象外＝様々な発行者による制作という区分が明示されることを望みます。これにより、様々な制作主体によるデジタル教材が公平に選択・利用できる環境が整備されることが考えられます。

さらに、このような区分により、教材内容の向上を目指した競争が促進され、質の高い教材の開発と供給が期待されます。また、文科省・教科書発行者・教材会社それぞれが携わる範囲が明確になるので、教科書制度の維持のためにも望ましいと思われま

## 2. QRコードなどを介して紙媒体の教科書と接続して使用されるコンテンツの取り扱い

『中間まとめ』におきまして、「学習指導要領における指導事項が系統的・組織的に記載される教科書の一部として認められるデジタルコンテンツは、教科用図書としての位置付けが与えられる。」とお示しいただきましたことは適切なご指摘だと思います。

教科書と教材の明確な区分けを進めるためにも、原則として、QRコード先のコンテンツは教科書に限定した内容とすることを前提に、今後の審議を整理していただくことを希望します。

## 3. デジタル教科書と教材の連携

### (1) デジタル教科書と教材の技術的な連携の研究

デジタル学習基盤における豊かな学びや適切な指導において、デジタル教科書と教材の一層の連携が必要だと思われま

### (2) 公的なプラットフォームの運用

デジタル教科書と教材が適切に連携するためにも、プラットフォーム（学習eポータル等）による運用や、教科書ビューアの規格の標準化が望まれます。様々な制作主体による多種多様なデジタル教材が供給され、その質の高さで競争していくためにも、コスト面、運用面など様々な課題が想定されますが、公共性の高いプラットフォームが望まれます。

### (3) 教科書と教材の連携における効果的な活用についての実証の必要性

デジタル教科書と教材の連携を考えていくにあたり、学校における効果的な活用について調査・実証することが望まれます。

そのためにも、児童生徒の学びの充実を最重要目的として、紙とデジタルのよさを取り入れた学習環境を考えていく視点から、デジタルとともに、紙の教科書、または紙の教材との組み合わせも含めて実証を進めていくことが必要であると考えます。

具体的な使用の課題例として、一つの端末内でデジタル教科書と教材を同時に使用する際の画面サイズにおける視覚への影響や操作性などは、学習効率と合わせて今後も実証が求められるところです。

実証を進めていくにあたっては、弊協会もその検討段階から、これまで培ってきた加盟出版社の教材開発の知見を活かして協力させていただけますようお願い申し上げます。

上記の(1)～(3)いずれにおいても、貴省のもとで、教科書発行者と教材会社の双方が加わって連携して研究に取り組むことで、研究がより円滑に進展していくものと思われれます。

## 4. 学校による主体的な教材選択

『中間まとめ』におきまして、学校用教材について「主たる教材を補完するものとして作成されるドリル、ワーク、資料集、動画などは、教科書の内容をより深めたり、広げたり、学習を支援したりする副教材として、必要に応じて学校の判断により用いられるものである。」とお示しいただきましたことは適切なお指摘だと思います。

学校用教材は、子どもたちの豊かな学びや先生の適切な指導のためにも、また法令に照らしても、紙、デジタルを問わず、学校が主体的に判断して選択することが重要です。

今後、教科書と教材の連携が増えてくることから、教科書と教材の制度・選択・供給が異なることを示すためにも、『学校における補助教材の適切な取扱いについて』（平成 27 年 3 月 4 日付け 26 文科初第 1257 号文部科学省初等中等教育局長通知）と同様に、デジタル教材の法的な位置付けや取り扱いについても加えていただいた上で、学校において有益適切な教材を使用することや、教材が不適切に使用されないように管理を行うことなどを徹底する通知を発出していただきますようお願い申し上げます。

## 5. 教科書準拠教材作成への配慮

質の高い教科書準拠教材づくりには、学習指導要領とともに、教科書を十分に分析研究する時間が必要です。良質な教科書準拠教材を供給していくためにも、またデジタル教科書と適切に連携したデジタル教材を作成していくためにも、教材会社にはできる限り早い時期に教科書見本（紙・デジタル）が提供されることを望みます。またその際には、教科書発行者と教材会社の双方にとって過重な負担とならないようなスケジュール設定というご配慮もお願い申し上げます。

以上、中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会デジタル教科書推進ワーキンググループ『中間まとめ』に関する意見として申し上げます。

今後の審議の参考としていただければ、幸いです。

弊協会は、設立以来、すべての子どもたちに基礎学力が定着することを願いながら、教材会社・教材販売店ともに、学校に対して、良質な教材づくり、公平採択の環境づくり、迅速・正確・適切な供給、現場のアフターフォロー、情報提供や教材活用の提案などの活動を通して、学校教育の向上に資するべく努力してまいりました。

この役割は、デジタル教科書や教材が普及していくこれからも欠かせないものと考えております。

弊協会はこれらの役割を果たせる唯一の教材業界の専門団体として、有益適切な教材の研究開発を促進し、学校教育の充実向上のために今後一層貢献していく所存です。

(参考) 意見提出様式  
(必要に応じて御活用ください)

(団体名) 公益社団法人日本PTA全国協議会

(御意見)

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

- デジタル教科書の導入が、単なる技術の導入ではなく、子どもの学力向上や主体的な学びに資するものとして、子どもの学びの質の向上を最優先に進めていただく新たな教育の仕組みとして教育現場に広く浸透していくことを期待します。
- 長時間のデジタル端末使用が視力低下、姿勢の悪化、睡眠障害などを引き起こす可能性があり、ブルーライト対策、適切な休憩時間の確保等の健康・発達への影響の配慮をお願いします。
- すべての家庭がデジタル機器やインターネット環境を整えられるとは限らず、家庭間の格差が教育格差につながるリスクがあります。また、端末の破損や紛失時の補償、通信費負担の増加などの保護者の負担が増加することも懸念されます。それらに対するサポート体制を整えていただくをお願いします。
- デジタル教科書を使用することで、学習データや個人情報の管理が新たな課題となります。不正アクセスや情報漏えい等の児童・生徒の情報セキュリティとプライバシー保護をお願いします。
- デジタル教科書の導入が教員の負担増とならないよう、研修の機会の充実やサポート役の教職員の増員、配置をお願いします。
- デジタル教科書を導入することにより、学びがどのように変わっていくのか、保護者を含めた関係者にも広く理解が深まるような啓発や研修の機会を確保していただくをお願いします。

II. 更に検討を進める事項に関する御意見

## 意見提出様式

(団体名) 一般社団法人全国高等学校PTA連合会

(御意見)

### I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

#### ・方向性

デジタル教科書を活用することで一方向からの授業から双方向の学び合いや、映像の活用、立体の空間的把握などの視覚的学習、ヒアリングなど聴覚的学習が期待され、また、これからのデジタル社会に対応していく上でも、デジタル化は必要不可欠であり慣れという意味でもデジタル教科書を取り入れるのは賛成

#### ・デジタル教科書の活用

学力に差がある年齢はもちろんのこと、中学、高校においてもすべて一方のタイプの教科書に限定するのではなく、どちらも活用する併用型が好ましい

また、教科の特性に合った選択（紙のみ、デジタルのみ、併用）が可能となるのが望ましい

試行している、英語や数学では、ヒアリング、黒板で描くことが難しい立体などを聴覚的・視覚的に学びやすい、また、建物、作品、絵画、実験動画などもリアルに手間なく提示できるので、それらを活用できる教科に向いている

#### ・懸念されること

学ぶ側、教える側の**負担増**、教科書を購入する家庭（保護者）の**経済的負担増**

デジタル教科書を導入することで、児童・生徒・教員への負担がなく、かつ家庭（保護者）が教科書購入に伴う**経済的負担**が懸念される

### II. 更に検討を進める事項に関する御意見

教科書購入が自己負担となっている高校生を持つ保護者にとっては、デジタル教科書が導入されることに伴う、教科書代の更なる**負担増**が懸念され、このことに対する検討を期待する

#### ・デジタル教科書を導入することで、購入しなければならない場合の**経済的負担**

#### ・家庭での通信環境の整備や、PC・タブレットのハード面の容量の問題

#### ・デジタル教科書の質や情報量（書き込み、マーカー、付箋等の機能も含む）

#### ・指導する教員のICTスキルの向上、指導能力（活用の頻度も含む）の平準化、研修の充実

#### ・児童・生徒の健康（視力障害）、安全への配慮

意見提出様式

(団体名) 日本教育大学協会

(御意見)

I. 基本的考え方、制度的位置付けなどに対する御意見

以下、2点について、回答させていただきます。

①大学におけるデジタル教科書の利用条件緩和を認め、教員養成課程の教員・学生や附属学校園の教諭等における学習・研究に活用できるよう、権利関係等の環境整備、ならびに適切な予算措置について配慮いただきたい。

現在は指導者用・学習者用とも、デジタル教科書を大学で使用する際は以下のような問題点がある。

- ・購入方法や販路が教科書会社によって様々で、購入を認められていないものもある。
- ・大学ごとにライセンス数が厳しく制限されている。
- ・指導者用はキャンパス内の極めて限られた場所でしか利用を認められていない。

②デジタル教科書が改訂されると改訂前の版が利用不可となるが、改訂前の版も教員養成課程の教員を含めた研究者や附属学校園の教諭等による利用が可能になるよう、国として、デジタル教科書の適正な保存・利用のあり方について検討いただきたい。

また、現時点での問題解決のみならず、将来的に継続的な運用が可能であることを重視してご検討いただきますようお願いいたします。

II. 更に検討を進める事項に関する御意見

令和7年3月21日

「中央教育審議会初等中等教育分科会デジタル学習基盤特別委員会  
デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ」に関する意見等について

日本教職大学院協会

令和7年2月14日に公表された「デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめ」に示された、次期学習指導要領の導入に合わせたデジタル教科書の本格的導入に関わる諸提言については、全国54の教職大学院により構成される本協会においても大きな関心をもって注視しているところである。「令和の日本型学校教育」を構築する上で、学校教育の基盤的なツールとして、ICTは必要不可欠なものであるとされ、「デジタル学習基盤」の整備が進む中において、今後の児童生徒の学びを充実させるためにも、デジタル教科書の本格的導入と教員の指導力向上は表裏一体で進めるべきであると考えている。デジタル教科書導入にあたっての最重要課題となる、教員のICT活用指導力向上や授業方法の転換において、学びの高度専門職を育成する教職大学院が大きな役割を果たすことになると考えており、ここに本協会としての意見を述べる。

1. 教員のデジタル教科書を活用した授業デザイン力の向上

デジタル教科書を活用しながら、児童生徒の学び方の転換（主体的・対話的で深い学び、教科横断的な学び、探究的な学びなど）を図るためには、これまでの授業や教員のあり方自体を大きく変化させる必要があり、これらの大きな変化に対応するためには、教員養成教育や現職教員の研修を充実させ、教員の指導力のいっそうの向上が図られる必要がある。

デジタル教科書のあり方や推進方策のみならず、現職教員を含めて、デジタル教科書を活用した授業デザイン力の向上を図るために、学びの高度専門職の育成の中核を担う教職大学院の位置付けを明確にさせていただきつつ、教員のデジタル教科書の活用力をどう育成するののかについても視野に入れた審議をお願いしたい。

2. 教職大学院における教育効果等に関する実証研究及び好事例の収集等

デジタル教科書は、デジタル教材やスタディ・ログとの連携等により、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の充実に向けて、大きな役割を果たすことになると考えられる。しかしながら、現状においては、デジタル教科書の導入実績が乏しく、特定の教科での導入にとどまっているため、その教育効果やデメリットが十分に検証されているとはいえない。多くの学校種や教科で効果的な活用をしていくためにも、全国規模での実証研究が急務であり、全国に設置された教職大学院を教育効果等の実証研究機関として明確に位置付け、ご活用いただきたい。また、デジタル教科書を活用した授業の好事例を収集し、発信する場としても、全国の教職大学院を位置付け、ご活用いただきたい。

3. 養成機関におけるデジタル教科書の導入のための制度設計とその支援

デジタル教科書を活用した授業を構想するためには、教員の指導力育成は急務であるが、そのためには教職大学院をはじめとする養成機関において、デジタル教科書等を容易に活用できる環境整備が不可欠である。しかし、現状では、大学等でデジタル教科書を使用するにあたって、アカウント管

理、購入費用、使用場所、指導者用のデジタル教科書購入、教科書会社ごとにルールが異なる点など、多くの課題がある。デジタル教科書のみならず、デジタルと紙のハイブリッド型教科書も認めるのであれば、学校種・教科ごとに養成機関が購入しなければならないデジタル教科書の種類は相当の数となり、その費用負担も莫大なものとなる。

デジタル教科書の本格的導入の前提として、養成機関においても、安価で、複雑な制約のない状態でデジタル教科書を購入・使用することができなければ、指導者の育成は困難となる。このような、養成機関におけるデジタル教科書の導入の方策や必要な予算上の支援についても、明確に検討課題として位置付けていただきたい。

また、養成機関での活用をしやすいするためにも、デジタル教科書を正式な教科書として位置付けるのであれば、これまで紙媒体の教科書が全国各地の教科書展示会等を通して広く国民に公開され、透明性が担保されてきたように、デジタル教科書についても同様に、広く公開し、透明性を担保する方法についても検討いただきたい。

以上

2025年3月24日

文部科学省初等中等教育局教科書課  
デジタル教科書企画係御中

公益財団法人 文字・活字文化推進機構

### デジタル教科書推進ワーキンググループ中間まとめに対する意見書

**意見趣旨：**中間まとめは、学問的に予想されるデジタル教科書のデメリット、紙の教科書のメリットが十分に検討されないまま、デジタル教科書推進ありきで一方向的に議論が進められており、大いに問題がある。教科書の形態を紙とデジタルのどちらにするかは、成長期にある子どもの学習や人格形成、健康に重大な影響を与えるものであり、その選択を各教育委員会に「丸投げ」することは、国の責任放棄に等しい。紙に比べデジタルの方が学習効果が高いという根拠は乏しく、デジタル教科書から紙の教科書に回帰した海外の事例は、実際に起きたことであるだけに、重くとらえなくてはならない。子どもの学力や思考力の低下につながるよう、全学年、すべての教科で紙の教科書を主たる教材とし、デジタルはこれまで通り補助教材の扱いにすべきだ。

#### (1) 脳科学から見たデジタルと紙の違い

当機構が主宰する「活字の学びを考える懇談会」（会長・浅田次郎）のメンバーである東京大学大学院の酒井邦嘉教授（言語脳科学）によると、紙の教科書やノートを使って学習する際は、そこに書かれた言葉の情報だけでなく紙の上の場所と書き込みの位置関係といった視覚情報などを同時に関連づけて脳に記憶する連合学習が生じている（酒井邦嘉著「デジタル脳クライシス」朝日新書）。タブレット端末などの電子機器では画面と文字情報の位置関係が一定ではなく、空間的な情報を関連づけて記憶することが困難である。

また、授業を聞いて書き留める際、脳内では、①情報の入力②構造化③書字の出力という過程をたどる。②の構造化とは、情報を自分の言葉で組み立て直すことで、脳の領域では言語処理を司る言語野で行われる。紙への手書きとキーボード入力を比べると、キーボードでは次々と情報を文字通りタイプすることに注力するため、②の構造化を素通りすることが多く、言語野の寄与が下がる。このため、タイピングのみで学ぶ子どもたちは、「書いて分かった気になるだけ」で思考力を伴わない危険がある。

酒井教授は2021年、NTT データ経営研究所および日本能率協会との共同研究を発表している。この研究では、「紙の手帳にペン」で予定を記入するのに対して、「タブレット端末にタッチペン」や「スマホスマートフォンに指」による記入で、記憶や脳活動を比較するとい

う実験を行った。18～29歳を16人ずつ3つのグループに分け、予定の内容を想起して解答するテストをしたところ、平均正答率にはグループ間の差はなかったものの、簡単な問題については、「紙とペン」が最も正確に解答した。また、メモを取る時間を比べると、「紙とペン」が最も早かった。

被験者の脳の動きを磁気共鳴画像装置（MRI）で調べたところ、脳内で言語処理を司る言語野の領域で活動量が最も高かったのは「紙とペン」のグループだった。酒井教授は、この結果について、すべてを書き取れない「紙とペン」では、要点を抽出する必要があり、そのため考えることに脳が使われ、記憶の定着率を高めると分析する。

記憶を想起する際には、文字情報だけではなく、どの位置に文字が書いてあったかという空間的な位置情報も頼りにしている。この実験では、その証拠として、脳の視覚野や海馬の活動が実証され、「紙とペン」が情報を記憶として定着させる上で最適なツールであることが判明した。

デジタル教科書が情報過多であることも問題だ。酒井教授は「一般的には『情報が多い方が教育にいいのでは』と考えられがちだが、実際には逆だ。脳の記憶にとどめるには、自分で疑ったり、確認したり、対比したりしながら理解することが必要。膨大な情報が与えられると、常に情報に対して受動的になり、自ら考える習慣が奪われる。『効率が良い』『便利だ』『得だ』『楽だ』といった価値観は、教育には常に逆効果になる。人間の脳はそのような価値基準で動作していない」と指摘する。

## （２）学習効果の検証、海外では「脱デジタル教科書」の動き

中間まとめでは、上記のような科学的知見が十分に検証されていない一方で、デジタル教科書の授業実践を行った学校の児童生徒、教員からの感想や印象を集計して、デジタル教科書の有効性の裏付けをしているが、同じ内容の学習でデジタル教科書を使用しなかった場合との比較等がされておらず、科学的なデータとは言えない。

また、デジタル教科書の記憶・学力への影響は「紙の教科書と同等程度」と結論づけた研究として「令和3年度『学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業』」が紹介されている。しかし、小学生30人を対象とした同研究では、対象になった記憶テストはデジタル優位だった一方で、理解テストは紙優位の結果となっている。「紙の教科書と同等程度」と結論づけるには、例数が少ない。また、これとは正反対の「紙の教科書と同等程度ではない」とする研究やアンケート結果が多数あるにもかかわらず、それらは一切無視されており、大きな問題がある。

デジタル教科書の議論を進めるためには、科学的で正確な研究データの裏付けが絶対条件である。

世界各国では、すでに紙の教科書を見直す動きが起こっている。IT先進国のスウェーデンでは、2013年～14年には学習用端末の「1人1台」配備が実現し紙の教科書が廃止

されたが、2022年にデジタル化を見直し、紙の教科書に回帰した。紙の教科書や手書きの方が学習効果が高いと判断したためだ。フィンランドでも現在、デジタルから紙の教科書に戻す動きがある。電子機器の長時間使用によって子どもの集中力が低下したり、短気になったりすることが問題になり、国際学習到達度調査（PISA）のランキングも大きく低下したためだ。同ランキング上位のシンガポールでも23年、心身が未発達の子どもの悪影響を懸念し、小学生にはデジタル端末を配布しないことを決めた。こうした世界の「脱デジタル教科書」の動きを深刻に受け止める必要がある。

### （3）教育現場を混乱させる恐れ

動画や音声を活用でき、インターネットを通じて情報を収集できる学習用端末は補助教材として有用な面はある。だが、検索機能やチャット機能など、機能端末にさまざまな機能がついているために、授業に対する集中力はそがれがちだ。授業中にゲームをしたり、アイドルやアニメの画像を検索したりする子どももいる。

読売新聞が全国の小中校長に実施したアンケート（2025年1月16日付朝刊掲載）では、紙とデジタル教科書のあり方について、95%が「紙の教科書と併用する」と回答した。自由記述欄では「紙の教科書はいつでも見返すことができ、理解や学習の定着にメリットがある」「深く思考するには紙の方が有効だ」など、紙の教科書のメリットを挙げる声が多かった。

インターネットに広がる膨大な情報から、自分の好みに偏った情報の吸収を続ける「偏食」も問題だ。自分の考えに沿った情報ばかりに目を向け、それに対して反証するような情報から目を背けることで、未知のことに挑んでいく意欲が乏しくなり、思考力そのものが低下したり、無気力になったりする恐れがある。他の意見を認めないことは、自分と他人の間に壁を作ることにもつながる。デジタル教科書が普及したフィンランドで、子どもが短気になることが問題になっているのは、その現れとも言える。

また、端末の故障や紛失、盗難にどう対応するのか、端末の充電がしづらくなる災害時にどう対応するのか。課題は多い。

教育現場では依然として紙の教科書への信頼が厚い。こうした声に反してデジタル教科書の利用を進めても、現場を混乱させるだけではないか。

### （4）教科書の多様性

ワーキンググループの議論では、教科書会社から「紙、デジタル、ハイブリッドの3種の教科書を制作することは難しい」との意見も出された。少子化により教科書会社間の競争は激しくなっている。デジタル教科書に偏る傾向が強まれば、紙の教科書を供給できなくなる教科書会社が出てくる恐れがある。国内で多様な教科書の発行を維持できなくなるのは大きな問題だ。

また、各教育委員会が紙、デジタル、またはそのハイブリッドという、複数の形態の教科書を選ぶ際に、価格や仕様など、教科書の内容とは関係のない要素が判断材料になることも懸念される。

#### (5) デジタル全盛の時代こそ紙の教科書が必要

現在、SNS や生成 AI による偽情報は社会に混乱をもたらし、情報技術を悪用した犯罪が後を絶たない。こうしたデジタル全盛の時代にこそ、情報の真偽を見分ける力、自ら学び、自ら考える力を養う必要がある。その力を育むには、まとまった文章を読むことが不可欠であり、その習慣をつけるためには、紙の教科書こそ適している。中間まとめの中でも再三触れられている「主体的・対話的で深い学びの実現」は、紙の教科書でこそ成し遂げられるものだ。

教育は間違った変革をしてしまうと、回復が困難である。その被害を受けるのは日本の将来を担う子どもたちだ。デジタル教科書の推進について慎重な議論が求められるのは当然である。デジタル機器の補助的な活用法は引き続き検証しながらも、子どもが学ぶ教科書は紙を基本とすべきだ。

文字の拡大や音声の読み上げの機能があるデジタル教科書は、障害を持つ児童生徒に対しては、大きな教育成果を上げる可能性がある。一方で、ワーキンググループの議論の中では、学習障害や読字障害（ディスクレシア）のある当事者がこれらの機能を単独で使うことは難しいとの指摘もあった。また、抑揚の乏しい読み上げ機能は肉声を持つ豊富な情報に及ぶものではなく、かえって理解の妨げになることもあり、効果は限定的である。教科書のアクセシビリティ（利用のしやすさ）の確保については、デジタル教科書の利用拡大の議論とは切り離し、専門的な検討を進めるべきだ。